

# **宮崎市消防局・北消防署 新庁舎整備基本計画**

**令和4年3月**

**宮崎市**



## 目次

<b>1. 基本計画の位置付け</b> .....	<b>1</b>
(1) 計画の目的 .....	1
(2) 計画の位置付け .....	1
(3) 上位計画の整理 .....	1
<b>2. 現状と課題</b> .....	<b>7</b>
(1) 現消防庁舎等の概要 .....	7
(2) 施設の現状と課題 .....	9
<b>3. 消防庁舎のあり方</b> .....	<b>15</b>
(1) 新消防庁舎整備の必要性 .....	15
(2) 市庁舎あり方検討との関係性 .....	16
(3) 現地建替えと移転新築の比較 .....	17
(4) 建設予定地の選定 .....	18
<b>4. 基本方針</b> .....	<b>19</b>
(1) 基本方針 .....	19
(2) 整備に係る基本条件 .....	20
(3) 新消防庁舎に求められる機能 .....	22
(4) 機能提供に必要な標準的な施設と規模 .....	37
<b>5. 施設の計画</b> .....	<b>38</b>
(1) 建設地の概要・状況 .....	38
(2) 建設地の立地特性 .....	40
(3) 敷地周辺の状況 .....	46
(4) 棟・施設の構成と規模設定 .....	47
(5) 敷地のゾーニング .....	50
(6) 配置計画の検討 .....	51
(7) 意匠計画 .....	55
(8) 構造計画 .....	55
(9) 設備計画 .....	57
(10) 浸水対策 .....	58
(11) 自然環境と省エネ対策 .....	58
<b>6. 事業計画</b> .....	<b>59</b>
(1) 事業方式の比較検討 .....	59
(2) 事業スケジュール .....	59
(3) 事業規模 .....	60
(4) ライフサイクルコスト(LCC)縮減に向けた方策 .....	60
(5) 財源計画(消防庁舎整備に活用可能な財政措置) .....	62



## 1. 基本計画の位置付け

### (1) 計画の目的

この基本計画は、「宮崎市消防局・北消防署新庁舎整備基本構想」（以下「基本構想」という。）をもとに、消防局・北消防署庁舎（以下「消防庁舎」という。）を「災害に強いまちづくり」推進のための防災拠点として整備するうえでの、基本的な方針や新消防庁舎に必要な機能等について具体的に定めることを目的とします。

### (2) 計画の位置付け

この基本計画は、新消防庁舎整備の基本方針や必要な機能・規模、整備の考え方をまとめた計画であり、基本構想や上位計画等との整合を図りながら、今後の基本設計・実施設計につなぐ役割を持つものとして位置付けます。

### (3) 上位計画の整理

新消防庁舎を整備するための基本計画の策定にあたっては、市の最上位計画である「第五次宮崎市総合計画前期基本計画」をはじめ、「宮崎市地域防災計画」「宮崎市消防施設長寿命化計画」などの各種計画に掲げる諸施策との連携、具現化を目指す必要があります。

また、都市計画との整合性を図るとともに、今後の公共施設のあり方も見据える必要があります。宮崎市のまちづくりの基本的な考え方である「災害に強いまちづくり」のためには、地域における安全な防災拠点施設として、住民のニーズに応えられる機能とスペースを有した消防庁舎の整備が不可欠となります。以下に第五次宮崎市総合計画前期基本計画に記載された基本施策や、各種計画に掲げる諸施策を整理します。

## 1) 第五次宮崎市総合計画前期基本計画（抜粋）

### （第1章 宮崎市の将来像とまちづくりの基本的な考え方）

#### ■まちづくりの基本的な考え方

##### （2）災害に強いまちづくり

近年は、大規模な地震が頻発し、全国各地で台風や集中豪雨などによる被害が発生しており、近い将来、南海トラフ地震による大規模な被害も想定されます。

本市では、これらの被害を最小限に抑えるため、避難タワー等の整備をはじめ、地域が主体となった防災活動を支援していますが、今後とも、必要不可欠なハード整備に取り組むとともに、地域の多様な主体の取組による避難を中心としたソフト施策を推進するなど、市民や事業者、行政が連携し、災害に強いまちづくりを進めていきます。

### （第2章 まちづくりの基本目標）

#### ■基本目標1 良好な生活機能が確保されている都市

豊かな自然環境を保全し、自然の恵みを享受するとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行い、あらゆる世代が、心身を健やかに保てるように、医療や福祉の充実したまちを目指します。

また、消防や救急体制の確保をはじめ、災害に強いまちづくりを行い、安心して暮らせる環境の整備されたまちを目指します。

##### 重点項目 1-4 災害に強く、暮らしを支える「生活基盤の充実」

かけがえのない市民の生命や財産を守るため、消防や救急などの体制を安定的に確保するとともに、南海トラフ地震を想定した地震や津波、あるいは台風などによる被害を最小限に抑えるために、インフラの維持・整備をはじめ、危機管理や防災体制の確立を目指します。

##### ▷主要施策 ②消防・救急体制の充実

- 大規模災害等に迅速に対応するため、消防緊急情報システムを適切に運用するとともに、耐震性防火水槽や消防施設、消防・救急車両、資機材等を計画的に整備・更新し、広域消防体制の強化を図ります。
- 消防に関する知識や技術を習得させ、消防職員の資質向上を図るとともに、医療機関と連携した救急救命に関する研修を実施し、救急救命士の行う救命処置の技術を向上させます。
- 市民を対象に心肺蘇生法や応急手当法などの救命講習会を実施し、正しい知識と技術の普及に努めるとともに、適切な救急車の利用を促進します。
- 防火対象物の消防法令違反を是正するとともに、各家庭の住宅防火対策や事業所における防火安全対策を推進するなど、火災予防の重要性を啓発します。

## 2) 宮崎市地域防災計画（抜粋）

宮崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宮崎市、宮崎県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、地域における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することとしています。

ここでは、宮崎市における地域防災分野の基本的な方向性及び方針を抜粋して示します。

### （第1章 総則 第2節 計画の方針・構成 第1項 計画の方針）

市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、被害を最小限に抑える減災の考え方に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることとしています。

① 防災活動拠点と防災活動体制の支援強化の整備 住民が防災生活圏の認識を深めるための環境づくりを推進し、防災上の拠点となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援します。
② 指定緊急避難場所等の指定、避難誘導と収容体制の整備 公民館、小学校、中学校、公園空き地等の指定緊急避難場所及び指定避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制の検討並びに整備体制の充実を図ります。
③ 要配慮者対策 介護支援が必要な高齢者、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等）、難病患者、傷病者、乳幼児、妊産婦、保育園児・幼稚園児・認定こども園児・小学生、日本語が不自由な外国人等の防災面や災害発生時に特別な配慮が必要な者（以下、「要配慮者」という。）の的確な把握や災害時の救急・救助体制、指定緊急避難場所等の周知及び誘導等、地域ぐるみで要配慮者に対する防災体制の確立を図ります。
④ 防災意識の高揚と自主防災活動の推進 住民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、地域住民における防災意識の高揚を図り、防災訓練や自発的な防災活動への参加を促します。
⑤ 防災情報の収集、伝達体制の確立及び住民への広報 防災情報の収集及び伝達体制を確立し、避難に関する情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるような体制を確立します。また、市内の災害危険箇所の把握に努め、地域住民のおかれた環境を周知します。
⑥ 各種防災減災対策の推進 災害から被害を未然に防止し、被害を最小限に抑えるため、関係機関と協力して各種法令に基づく防災・減災対策事業を推進します。
⑦ 防災関係機関相互の協力活動体制の整備 防災活動を的確かつ円滑に実施するため、関係機関との緊密な連携を図ります。
⑧ 施設や設備の整備及び物資の備蓄、調達並びに輸送体制の確立 災害が発生し又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、物資の整備及び備蓄等を図ります。また、物資の緊急輸送体制を確立します。

(【風水害対策編】第2章 災害予防計画 第10節 救急・救助及び消火活動体制の整備  
第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策)

■消防力・消防施設等の整備強化対策に関する方針

現在の消防局庁舎及び北消防署が、想定最大規模における浸水想定区域内に位置しており、また、周辺地域も広範囲に浸水するため、北消防署の管轄区域に留意しながら、消防局庁舎及び北消防署を防災拠点としての機能を維持できる場所に移転整備する必要がある。

(【地震災害対策編】第2章 災害予防計画 第13節 救急・救助及び消火活動体制の整備  
第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策)

■消防施設等の整備に関する方針

消防局は、年次計画に基づき消防施設、非常用発電設備や車両・資機材等の整備、更新を行うとともに、近代化、軽量化を図る。また、消防水利施設の整備を推進する。

オ 老朽化及び狭隘化が進む消防局庁舎及び北消防署を、大規模災害発生時の防災拠点としての機能維持及び緊急消防援助隊等の受援体制の確保のため、災害時に有用な設備（自家給油設備、ヘリコプター離着陸場、備蓄施設、資機材等保管施設、非常用電源等）及び必要な敷地面積を備える形で移転整備する。



■消防計画に関する方針

<p>1. <b>情報収集、伝達</b></p> <p>① <b>被害状況の把握</b> 消防対策部は、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整えます。</p> <p>② <b>災害状況の報告</b> 消防対策部長は、災害の状況を本部長（市長）に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努めます。</p>
<p>2. <b>応援要請</b></p> <p>① <b>応援派遣要請</b> 市は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請します。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼します。</p> <p>② <b>応援隊の派遣</b> 市は、消防相互応援協定及び知事の措置の求めにより、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援します。応援に際しては「宮崎市消防局緊急消防援助隊応援計画」等により直ちに出勤できる体制を確保します。</p> <p>③ <b>応援隊との連携</b> 災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となります。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行います。 応援隊の受入れは、「宮崎市消防局緊急消防援助隊受援計画」等に基づいて行います。</p>
<p>3. <b>消防用緊急通行車両の通行の確保</b> 警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令及び措置を行うことができます。</p>

### 3) 宮崎市消防施設長寿命化計画（抜粋）

消防施設の改修・建替え等を実施していくための費用及び実施時期を示すことにより、長期的な視点をもって長寿命化・建替えなどを計画的に行い、最適な公共施設サービスを提供することにより、持続可能な行政経営の実現を図ることを目的として策定しました。

ここでは、宮崎市における消防施設整備の基本的な方向性及び方針を抜粋して示します。

#### （第4章 消防施設の整備及び長寿命化 3. 長寿命化に向けた基本的な考え方）

##### ■消防庁舎・消防団車庫の管理方針

- 事後保全型管理・予防保全型管理それぞれの施設整備費を検証した結果を踏まえ、消防庁舎は予防保全型管理を行うことで施設の長寿命化を図ります。
- 消防団車庫は事後保全型管理で建替えを適宜行いながら、従来通り適切な管理を実施します。
- 消防庁舎・消防団車庫は、従来通り定期点検等の実施により危険性が高いと認められた施設は修繕や改修等を実施し、施設の安全確保に努めます。

##### ■施設の目標使用年数

事後保全型管理の目標使用年数を50年とします。また、予防保全型管理については、目標使用年数80年とします。なお、消防団車庫については、今後も事後保全型管理を進めていくことから目標使用年数を50年とします。

あ構造	目標使用年数	
	事後保全型管理	予防保全型管理
鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造	50年	80年
木造	50年	

参考：宮崎市公共施設等総合管理計画(P.23)、建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)

#### （第5章 各施設の整備における年次計画 4. 今後の整備における方針）

市民の安全安心を守る重要な役割を持つ消防施設において、今後も施設の機能を十分に発揮し、施設利用者（消防職員・団員等）が安全に施設を利用するためには、年次計画の考えに沿った施設整備を行う必要があります。今後は、以下の方針に基づいて整備に取り組むこととしています。

##### ■今後の整備における方針

###### 整備方針1

今後、予防保全型管理による施設の長寿命化を図るうえで、施設の劣化状況を事前に把握し、劣化の進行を防ぐ必要があります。そのため、予防保全改修の実施に加えて、日頃から施設の状態を把握するための定期的な点検を行います。

###### 整備方針2

各消防施設に必要な諸室・機能、およびそれらを集約できる規模を把握し、更新（建替え）時に必要な施設規模の適正化を図ります。

###### 整備方針3

近隣の同機能を持つ施設においては、統合等を検討することによって、延床面積及び施設整備費の縮減を図ります。

## 2. 現状と課題

### (1) 現消防庁舎等の概要

#### 1) 消防局・北消防署等の状況

現消防庁舎は、庁舎施設及び附属棟で構成されています。庁舎施設は、築年数が 41 年であり、老朽化が進行しています。庁舎施設と附属棟のほか、来客用駐車場や屋外訓練場、ホースリフター等が併設しています。

#### ■現消防庁舎等の概要

施設名	構造	敷地面積	延床面積	建築年月	築年数 ※R3 時点
消防局・北消防署 庁舎	RC 造（鉄筋コンクリート造） 地下 1 階・地上 4 階建て	3,285 m <sup>2</sup>	3,261 m <sup>2</sup>	S55.12	41 年
附属棟	S 造（鉄骨造） 地上 2 階建て	607 m <sup>2</sup>	477 m <sup>2</sup>	H14.11	19 年

#### ■現消防庁舎等の周辺図



#### 2) その他消防庁舎の状況

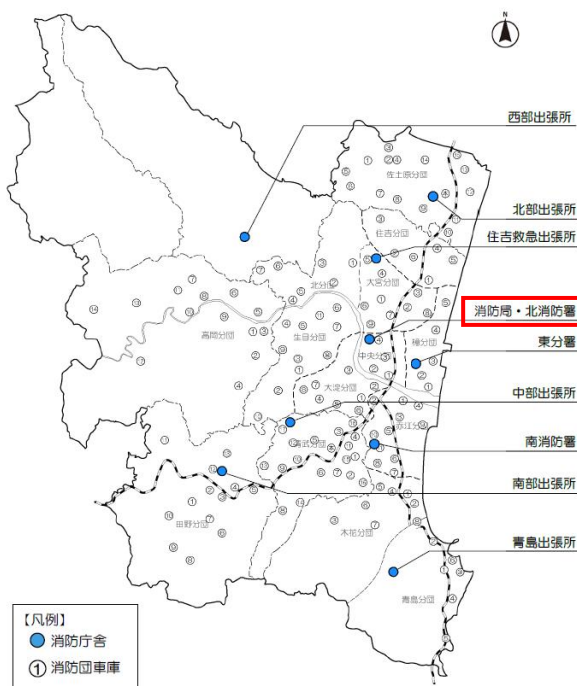
消防局・北消防署のほか、宮崎市には 13 施設（東分署、南消防署の各施設も含む）の消防庁舎があります。宮崎市消防施設長寿命化計画の方針では、いずれも「継続」となっていますが、公共施設全体の「総量の適正化」と「質の向上」等の観点や利活用状況を勘案しながら、機能の統合・複合化も検討していくことが求められています。

■その他消防庁舎の概要

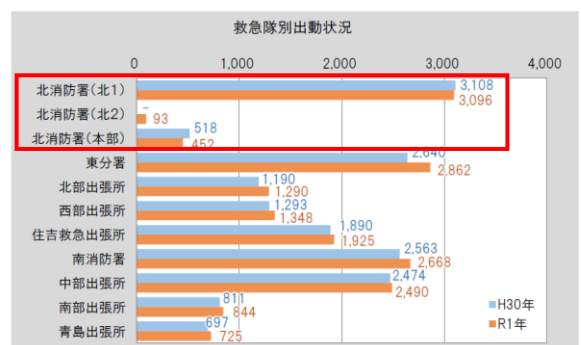
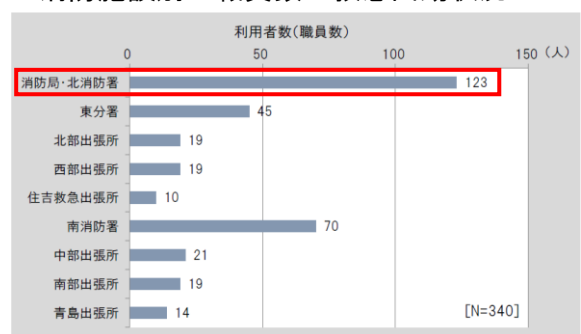
施設名	構造	敷地面積	延床面積	建築年月	築年数 ※R3時点
東分署 庁舎	RC造（鉄筋コンクリート造） 地上2階建て	6,490 m <sup>2</sup>	1,252 m <sup>2</sup>	S59.5	37年
東分署 訓練棟	RC造（鉄筋コンクリート造） 地上5階建て		219 m <sup>2</sup>	S59.5	37年
東分署 宮崎東諸県 広域防災センター	RC造（鉄筋コンクリート造） 地下1階・地上6階建て		744 m <sup>2</sup>	S63.3	33年
北部出張所	RC造（鉄筋コンクリート造） 地上2階建て	3,139 m <sup>2</sup>	621 m <sup>2</sup>	S58.3	38年
西部出張所	RC造（鉄筋コンクリート造） 地上2階建て	5,455 m <sup>2</sup>	643 m <sup>2</sup>	H1.2	32年
住吉救急 出張所	RC造（鉄筋コンクリート造） 地上2階建て	1,899 m <sup>2</sup>	525 m <sup>2</sup>	H19.3	14年
南消防署 庁舎	RC造（鉄筋コンクリート造） 地上2階建て	7,937 m <sup>2</sup>	1,838 m <sup>2</sup>	H2.3	31年
南消防署 訓練棟	RC造（鉄筋コンクリート造） 地上5階建て		494 m <sup>2</sup>	H21.3	12年
南消防署 訓練研修施設	RC造（鉄筋コンクリート造） 地上3階建て		590 m <sup>2</sup>	H21.3	12年
中部出張所	RC造（鉄筋コンクリート造） 地上2階建て	1,786 m <sup>2</sup>	589 m <sup>2</sup>	H5.12	28年
南部出張所	RC造（鉄筋コンクリート造） 地上2階建て	4,669 m <sup>2</sup>	669 m <sup>2</sup>	H2.3	31年
青島出張所	RC造（鉄筋コンクリート造） 地上2階建て	1,839 m <sup>2</sup>	842 m <sup>2</sup>	H9.12	24年
応急手当研修 センター	RC造（鉄筋コンクリート造） 地上2階建て	3,139 m <sup>2</sup>	1,018 m <sup>2</sup>	H20.2 ※移転	13年

※応急手当研修センターは、延床面積のうち使用面積は211 m<sup>2</sup>

■消防施設の立地状況



■消防施設別の職員数・救急出動状況



出典) 宮崎市消防施設長寿命化計画

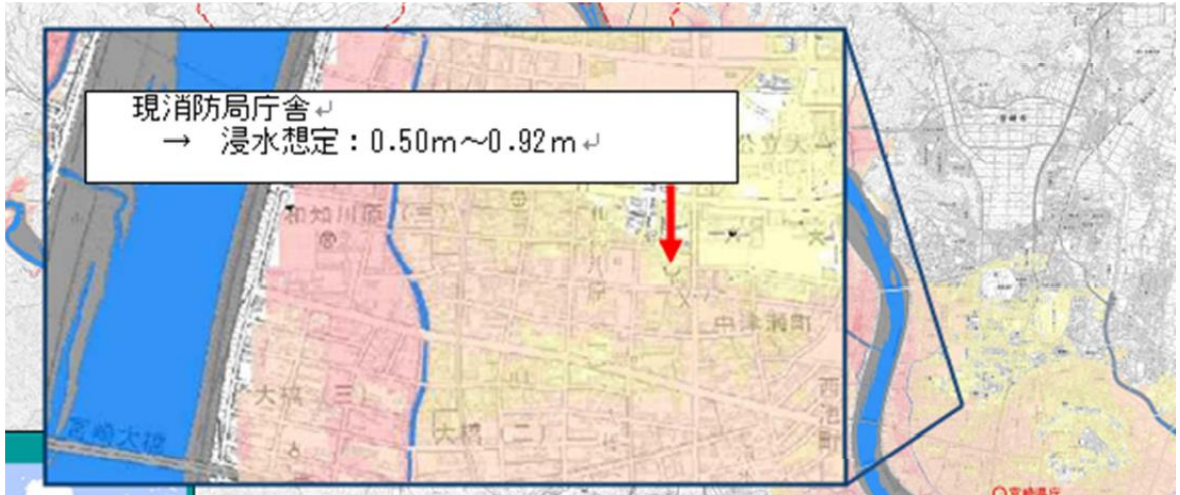
## (2) 施設の現状と課題

### 1) 大規模洪水による浸水の可能性

#### 現状

現消防庁舎は、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定（L2想定）の区域内に位置しており、最大92cmの浸水が想定されていることから、大規模洪水発生時の消防機能の低下と消防活動への影響が懸念されます。

#### ■現消防庁舎周辺の洪水浸水想定区域図（L2想定）



出典) 宮崎市消防局・北消防署新庁舎整備基本構想

#### 課題

大規模災害発生時においても、消防機能が稼働不能とならないよう、盛土などの浸水対策が求められます。

### 2) 南海トラフ地震等発生時の防災拠点としての機能維持

#### 現状

現消防庁舎に設置している非常用自家発電設備は、燃料供給なしでの稼働時間が8.2時間であり、国が示す72時間には至っていません。

耐震診断調査結果では、地震に対して現消防庁舎が倒壊する可能性は低いと考えられますが、免震構造（揺れを抑制する構造）ではないため、南海トラフ地震等の強い揺れで消防指令システム等建物内部の機能が損なわれたり、車庫シャッターのひずみによる緊急車両出動の遅れや救助資器材等の破損等が発生したりするなど、迅速な消防活動に移行できない可能性があります。

#### 課題

大規模災害による電力の停電時においても、庁舎が機能できるような自家発電設備等の整備が必要です。

### 3) 大規模災害発生時の受援体制の確保及び適切な労務管理

#### 現状

南海トラフ地震等緊急消防援助隊の応援を受けるような大規模災害が発生した場合、消防対策部と指揮支援本部を庁舎内に設置することとなりますが、現消防庁舎にはそのスペースが不足しています。また、受け入れた指揮支援本部隊員や非常招集された消防職員の休憩・仮眠をとるスペースがなく、長期に及ぶ災害への対応が難しい状況です。



消防対策部開設のスペースが狭く、大規模災害に対応できない



非常招集した職員の休憩・仮眠スペースが確保できない

出典) 宮崎市消防局・北消防署新庁舎整備基本構想

#### 課題

災害発生時においても、円滑に業務が遂行できるよう、諸室のレイアウトも含めた検討を行っていく必要があります。

感染症対策の点からも個室の仮眠室が一般的であり、その他の生活スペースを含めプライバシー等に配慮し、機能的に利用できるように整備が必要です。

### 4) 現消防庁舎の建物・設備の老朽化

#### 現状

現消防庁舎は建築から41年が経過し、外壁のひびや床面の剥がれ、敷地アスファルト舗装の劣化等が顕著です。さらに、空調設備や給排水設備は老朽化が著しく、修繕を繰り返し維持していますが、今後も維持管理経費の増加が予想されています。

また、令和2年度に策定した「宮崎市消防施設長寿命化計画」の劣化状況に関する判定における総合判定で、現消防庁舎は「D判定」（4段階中最下位、早急に対応する必要があります）の判定が出ていることから、施設運営における支障も懸念されます。

なお、耐震性について、令和元年11月に実施した耐震診断調査では、構造耐震指標値（ $I_s$  値）が、防災拠点施設として目標とする「0.81」を上回り、その耐震性について確保されているとの結果を得ています。



外壁の剥離が数多く見られる



建物内部も老朽化が激しい

出典) 宮崎市消防局・北消防署新庁舎整備基本構想

## 課題

新消防庁舎建設においては、施設の維持管理や点検について十分検証し、ライフサイクルコストに配慮した計画が必要です。

## 5) 消防・救助訓練施設の不足

### 現状

現消防庁舎には訓練棟などの訓練施設を設ける敷地的余裕がないため、庁舎を使用して消防・救助訓練を行っていますが、放水ができない等制約が多いため、若年職員への教育訓練等消防力向上のための実践的な訓練の実施が難しい状況です。



敷地が狭く、訓練施設を整備する場所がない

出典) 宮崎市消防局・北消防署新庁舎整備基本構想

## 課題

災害現場において、能力を最大限発揮するためにも、技術力向上に向けた実践的な訓練ができる施設整備の検討が必要です。

## 6) 緊急車両用車庫、執務室の狭隘化

### 現状

#### (1) 緊急車両用車庫

現在、消防局と北消防署では、緊急車両等計41台の車両を所有し、地下1階、地上1階及び附属棟内に保管していますが、車庫が足りないため、屋外にも駐車している状況です。



車庫が少なく、緊急車両を屋外に駐車している



・地下駐車場は天井が低く、狭い  
・大雨時にエレベーターピットが浸水したことがある

出典) 宮崎市消防局・北消防署新庁舎整備基本構想

#### (2) 執務室

現消防庁舎建築当時の職員数は、消防局46名、北消防署61名(救助隊含む)でしたが、令和3年4月1日現在、消防局74名、北消防署59名(救助隊は東分署に配置)と増加しています。

職員数の増に対しては、執務室や仮眠室等を改築することにより対処していますが、執務スペース、会議室、来訪者との協議場所が狭く、防火対象物等ファイルの保管場所も十分でないため、業務に支障を来している状況です。



執務室が狭く、協議スペースも少ない



ファイル庫も狭く、効率が悪い

出典) 宮崎市消防局・北消防署新庁舎整備基本構想

### 課題

複雑・多様化する各種災害に迅速に対応するためにも、適切な車両管理が行える車庫の整備が必要となります。また、今後も緊急車両を増強していく可能性は高く、将来を見据えた規模での検討が必要です。



また、効率的に業務が遂行でき、組織体制の変化に対応できるような執務スペースの確保、書類の保管スペース、来客の対応スペースなどの必要な機能の整備が必要です。

## 7) 住民の利便性・ユニバーサルデザインへの配慮

### 現状

現消防庁舎には、年間約1万2千人の関係業者を含む住民が来庁していますが、その来庁者の駐車場が不足しており、利便性に欠ける状況です。また、来庁者と協議・打ち合わせを行うスペースも少なく、住民が利用しにくい施設となっています。

さらに、来庁用女性トイレは1階及び3階フロアにしかなく、ユニバーサルデザインへの対応は限界となっており、女性職員の浴室や仮眠室などについても、建物を改築して対応していますが、プライバシーが十分確保された適正な環境を確保することが困難となっています。

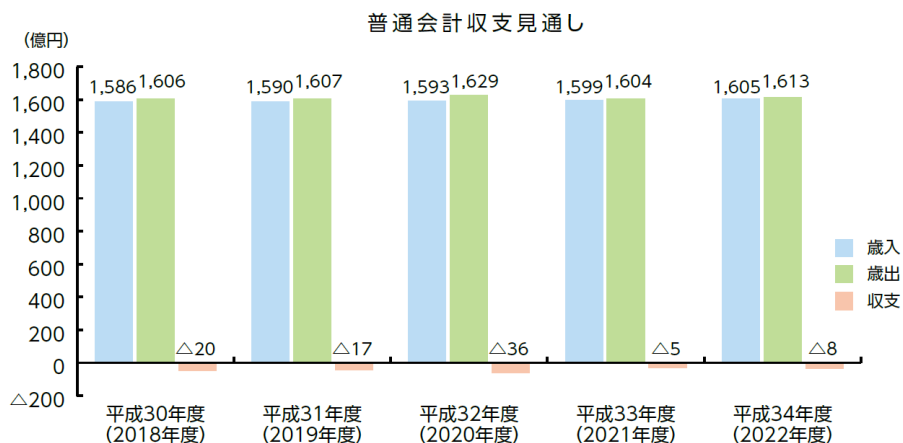
### 課題

一般の利用客も多く利用する施設であるため、目的に合わせて誰もが安全で快適に利用できる駐車施設や打合せスペースの整備、施設内のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を図ることが必要です。

## 8) 効果的・効率的な施設整備

### 現状

本市においては、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や老朽化が進む公共施設の更新費用の増加など、収支均衡が図れない状況が見込まれます。



出典) 第五次宮崎市総合計画

### 課題

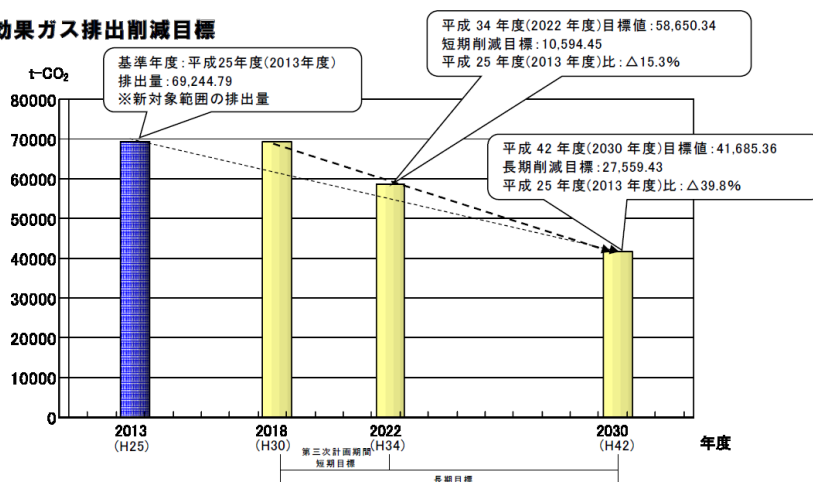
消防施設は住民の安全と安心を守る機能を有する施設として重要な役割を担っていることから、限られた財源の中で、効果的・効率的に整備を進めていく必要があります。

## 9) 環境への配慮

### 現状

本市では、温室効果ガス削減に向けた取組として、公共施設整備時における再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの実施を進めています。

#### 1. 温室効果ガス排出削減目標



### 課題

環境にやさしい庁舎とするため、太陽光発電の設置や LED 照明器具の導入など、再生可能エネルギー設備の設置や省エネルギー対策の検討が必要です。

### 3. 消防庁舎のあり方

消防局では、これまで様々な形で庁舎のあり方の研究・検討を進めてきましたが、令和3年1月に「消防局庁舎及び訓練施設整備検討委員会」がとりまとめた「宮崎市消防局庁舎のあり方検討」において、下記のとおり大きな方向性を示しました。

この方向性について、令和3年1月8日開催の戦略推進会議において検討を行った結果、新消防庁舎を「霧島五丁目消防局管理地」に移転整備する方針を市として決定しました。

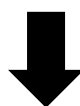
#### (1) 新消防庁舎整備の必要性

これまでの検討結果から、現消防庁舎は多くの課題を抱えており、応急措置的な対応では解決が難しい状況です。

複雑・多様化する各種災害に対応し、安全・安心な消防サービスを提供するために、災害に強く、機能的な庁舎整備を進めていく必要があります。

#### ■現消防庁舎の課題

- 1) 大規模洪水による浸水の可能性
- 2) 南海トラフ地震等発生時の防災拠点としての機能維持
- 3) 大規模災害発生時の受援体制の確保及び適切な労務管理
- 4) 現消防庁舎の建物・設備の老朽化
- 5) 消防・救助訓練施設の不足
- 6) 緊急車両用車庫、執務室の狭隘化
- 7) 住民の利便性・ユニバーサルデザインへの配慮
- 8) 効果的・効率的な施設整備
- 9) 環境への配慮



#### ■新消防庁舎に期待される効果

- ① 災害に強い防災拠点機能の確保
- ② 大規模災害にも適切に対応できる受援体制等の充実
- ③ 消防訓練施設や住民の防災学習等の充実による地域防災力の向上
- ④ すべての人が安心して使用できる施設としての利便性の確保
- ⑤ 省エネルギー、省資源による財政負担抑制と環境への配慮

## (2) 市庁舎あり方検討との関係性

「宮崎市消防局庁舎のあり方検討」（以下、「消防庁舎のあり方検討」という）の中では、消防局4課を市庁舎に含む案もパターン1の一つとして検討されましたが、消防局として消防機能を市庁舎に含めることのメリット、デメリット等を整理し、市の防災体制にとって消防局がどう関わるべきかを関係者への意向調査も踏まえて検討した結果、消防機能を市庁舎に含めない（消防局4課は市庁舎には入らない）との結論に至りました。

### ■消防局4課を市庁舎に含めた場合のメリット

- ① 本庁関係課との連携等による事務効率化ができる
- ② 組織の集約化ができる
- ③ 大規模災害発生時の市災害対策本部や危機管理課との連携強化ができる
- ④ ②③により情報共有が容易になる

### ■消防局4課を市庁舎に含めた場合のデメリット

- ① 本庁各課業務連携のアンケート結果によれば、平常時において消防局4課との連携を重要視している課は無い
- ② 市庁舎に消防局4課が入ることによって、消防内部の事務効率の悪化や消防車両による市庁舎駐車場スペースの圧迫が危惧される
- ③ 今後進展していく可能性がある消防広域化や消防指令業務の共同運用等消防行政の動向にハード面の問題として障壁となる可能性がある
- ④ 予防課については、図面等で確認しながら直接署員とやり取りする業務が多く、市庁舎に含むことにメリットを見出せない課も存在する
- ⑤ 最も懸念されることとして、大規模災害や新型コロナウイルスのような感染症患者、多数傷病者への対応などの特殊災害が発生し、活動隊、指令課、消防局の連携必須の重要事案に対処しなければならない場合の連携の障害となることが考えられる
- ⑥ ③④⑤により災害対応力の強化にはつながらない可能性がある
- ⑦ 大規模災害発生時におけるBCPの観点からも、消防局は市災害対策本部との連携を確保しつつ、バックアップ機能として分散化させていた方が、宮崎市の防災体制としてはメリットが大きい



**消防機能は市庁舎に含めない  
(消防局4課は市庁舎には入らない)**

### (3) 現地建替えと移転新築の比較

消防庁舎のあり方検討において、新消防庁舎の庁舎施設を整備するにあたり、「現地建替え」及び「移転新築」の2通りが考えられるため、それらについての検討も行いました。

「現地建替え」及び「移転新築」を行うにあたり、①防災拠点としての機能を果たすか、②消防力の向上が図れるか、③住民の利便性は向上するか、④経済性、の4項目対し、比較検討を行った結果、新消防庁舎の整備については、「現地建替え」ではなく、「移転新築」が必要であると判断しました。

#### ■「現地建替え」と「移転新築」の比較検討のまとめ

	現地建替え
移転新築との違い・有利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震（免震）性の課題や洪水による浸水の可能性、狭隘化等といった現状の庁舎の課題については、庁舎の規模にもよるが、庁舎の建替えを行うことによって、基本的には課題解消は可能</li> </ul>
懸念点	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地建替えの場合、テレワーク機器の整備や「働き方改革」等ソフト面での対応を導入したとしても、現在の場所では敷地面積が限られ、大幅な容積増は見込めず、訓練施設の整備についても、敷地が制限されることから実現が難しいため、消防力の向上は図れない</li> <li>南側道路は一方通行であるため、建替えを行っても、立地条件から出動時の安全性・機動力が確保されない状態であることは解消されない</li> <li>建替え工事期間中でも継続して消防機能を維持する必要があるため、土地を含めてその代替措置が必須となり、一時的な消防力低下が懸念される</li> </ul>

	移転新築
現地建替えとの違い・有利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地での建替えに比べて、工期の短縮が可能</li> <li>現消防庁舎の活用を継続しながら新消防庁舎建設が可能のため、消防力低下を招くことなく新消防庁舎への移行を速やかに行える</li> <li>現消防庁舎の問題点を解消し、消防に対する住民のニーズに応じていくには、移転新築でなければ物理的な面から実現できない</li> </ul>
懸念点	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防に適した広大な面積が必要になる等敷地に求められる条件がある</li> <li>市有地以外の場所に移転する場合には、多額の土地購入費用等が必要になる</li> </ul>



**新消防庁舎の整備については、「現地建替え」ではなく、「移転新築」が必要であると判断**

#### (4) 建設予定地の選定

消防庁舎のあり方検討において、新消防庁舎の庁舎施設の建設候補地は、以下5つの観点をもとに候補地の選定を進め、候補地の比較評価により、建設予定地の適地を検討しました。

##### ■建設候補地選定の視点

選定の視点	内容
① 豪雨等洪水浸水及び大規模地震発生時の津波の影響を受けないこと	・新消防庁舎は、大規模災害時の防災拠点となるため、今後発生が予想される豪雨等による洪水浸水や南海トラフ地震等による津波の影響を受けない場所であると同時に、大規模災害時でも、消防が持つ機動力を活かせるアクセスの良い場所に建設する必要があります。
② 市内中心部を所管する現北消防署の管轄区域内であること	・北消防署は、本市最大の繁華街や県庁、市役所のような主要行政施設を所管し、さらに管轄人口も多いことから、現在の北消防署の位置から大きく離れない場所が求められます。
③ 消防機能を果たす必要最低限の敷地面積を有していること	・新消防庁舎を建設する土地には、消防業務を円滑に実施する庁舎に加え、敷地内において実践的な救助訓練や消防団の消防訓練、住民に対する訓練指導が行える広さが必要です。 ・また、大規模災害発生時、緊急消防援助隊を受け入れるためのヘリポートや大型車両の駐車場所、非常招集される消防職員の駐車場等も確保できる敷地面積が必要です。
④ 消防車両の出動に支障を来さない幹線道路に面していること	・大型である消防車両等が安全でスムーズに緊急出動できるよう、敷地に面する道路は十分な幅員を有する必要があります。 ・また、大規模災害発生時、宮崎県消防相互応援協定や緊急消防援助隊の派遣隊員を迅速に受け入れる必要があることから、幹線道路や高速道路とのアクセスが良いことも重要なポイントとなります。
⑤ 宮崎市有地であり、現状空地であること	・市庁舎の建て替え等を検討している本市にとって、事業費の圧縮は必須要件です。その中で新消防庁舎建設用地の取得費用は、必要とされる面積と場所を勘案すると、かなりの金額に上ると想定されることから、土地購入の必要がない市有地で、建物解体を要しない空地であることが求められます。

■候補地：①出水口公園、②宮崎公立大学グラウンド、③霧島五丁目消防局管理地

■比較評価項目：①洪水浸水区域（L2想定）津波の影響、②現消防庁舎からの距離、  
③敷地面積、④緊急車両出動の容易性、⑤用地取得の実現性

##### ■建設予定地の選定

■候補地：「霧島五丁目消防局管理地」が適地と判断

■選定理由：敷地面積も消防機能を果たすには十分であり、洪水浸水想定区域内ではあるものの、浸水高は他の候補地より浅く、北側幹線道路は浸水しないことから、災害時でも消防の機動力を活かすことができる立地である。また、他の二箇所と比べると市内中心部から離れているため、その影響を検証し、必要に応じて対策を講じる必要があるが、敷地北側と東側は幹線道路に面し、幅員も十分であるため多方向への出動が可能であり、大型車両の災害出動も迅速に行える。加えて、現在消防局が管理している市有地であるため用地取得の費用はかからず、建設工事への移行がスムーズに進み、工期が短縮されること、また、調整池も備えていることから周辺地域の洪水対策への対応も可能である。

## 4. 基本方針

### (1) 基本方針

新消防庁舎は宮崎市内の消防機関の要となる本部庁舎であり、また今後の消防広域化や消防指令業務の共同運用などをにらんだ消防行政の中心的役割を担う庁舎となることから、現消防庁舎の課題と基本構想に示された新消防庁舎に必要な機能を受け、新消防庁舎整備の基本方針を下記のとおり定めます。

#### 1. 住民の安全安心を守る消防活動拠点となる庁舎

- ・適切な庁舎配置、内部動線計画、機能的収納により、迅速で的確な消防・救助・救急活動が可能な庁舎とします。
- ・効率的で衛生的な環境を整備し、職員・住民双方のプライバシーや感染症予防に配慮した庁舎とします。
- ・消防広域化（指令業務の共同運用）や組織改編に柔軟に対応でき、高い機能性を確保した汎用性のある庁舎とします。

#### 2. 消防職員・消防団員・住民の訓練活動拠点となる庁舎

- ・消防力の向上に向けた実践的で効果的な訓練が実施できる施設を備え、消防団など各防災関係機関との連携活動も可能な庁舎とします。
- ・講習や訓練、体験に対応し、地域防災教育の普及・啓発に資する庁舎とします。
- ・地域関係機関との連携を考慮した庁舎とします。

#### 3. 大規模災害発生時の災害活動拠点となる庁舎

- ・大規模洪水や南海トラフ地震などのあらゆる災害に対する安全性を確保し、大規模災害時にも自立した活動の継続が可能な庁舎とします。
- ・大規模災害発生直後から、市庁舎その他の機関と連携を図りながら適切に指揮体制をとることができる庁舎とします。
- ・非常招集された職員や全国からの緊急消防援助隊を円滑に受け入れることができる庁舎とします。

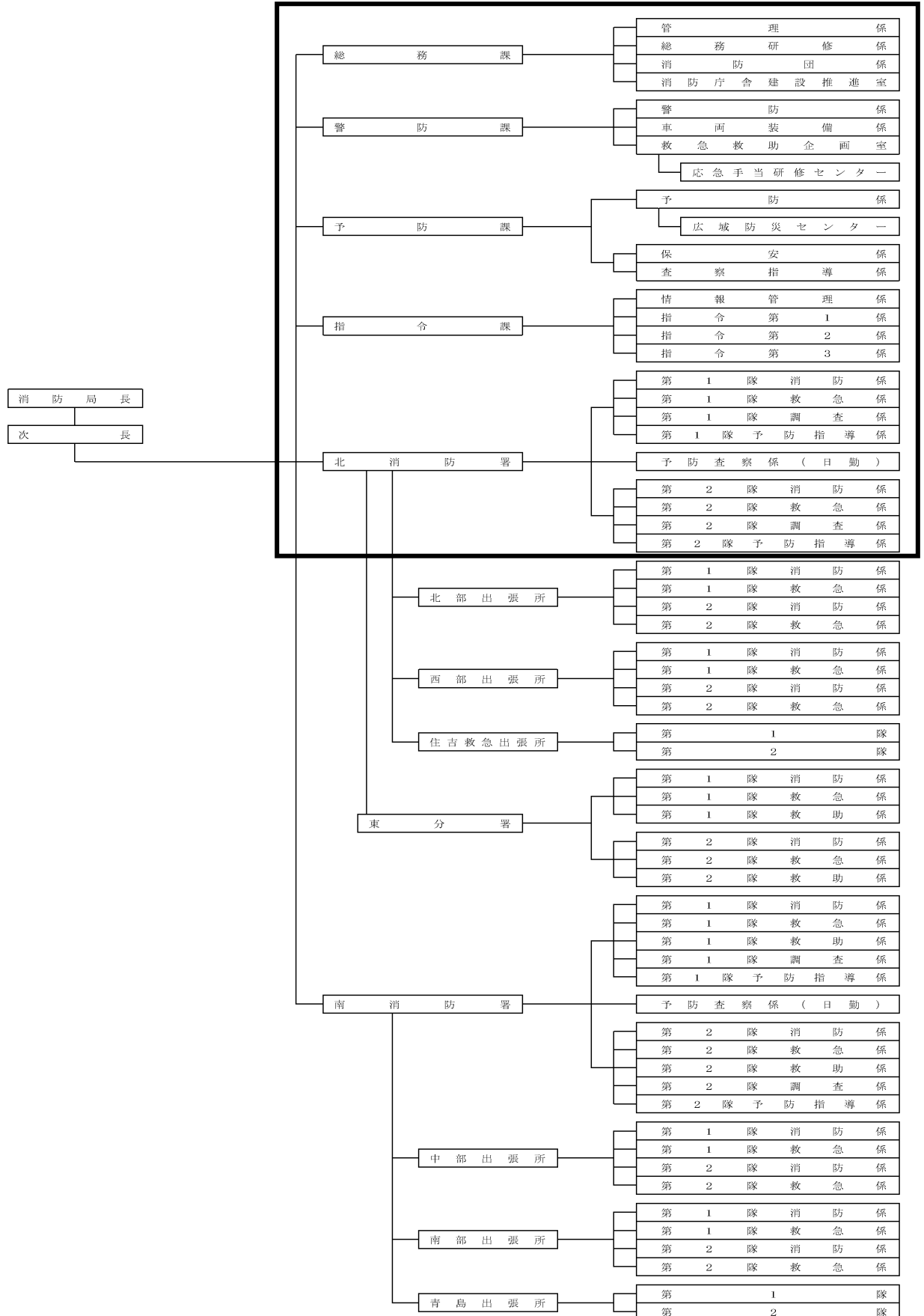
#### 4. 人と環境にやさしく経済性に優れた庁舎

- ・来庁者にわかりやすい動線計画や、利用しやすい駐車場の確保など、誰もが使いやすく、親しみやすい庁舎とします。
- ・24時間使用する施設特性に鑑み、省エネルギー、省資源に配慮し、ランニングコストの削減を図ります。
- ・建設、運用、解体までの建物のライフサイクル全体での費用、環境負荷を低減します。

## (2) 整備に係る基本条件

### 1) 組織体系

新消防庁舎には、太枠で囲んだ組織「消防局4課」「北消防署（分署・出張所を除く）」を配置する予定としています。





## 2) 配置職員

新消防庁舎に勤務する職員は、常備消防の「消防局職員」と「北消防署職員」です。

## 3) 配置予定車両

令和3年4月1日現在、新消防庁舎に配置が予定されている車両は以下のとおりです。

	消防局					北消防署	
	総務課	警防課	予防課	指令課	計	本署	計
ポンプ車					-	北P (CD-II)	1
タンク車					-	北T (水II、2t)	1
梯子車					-		
化学車					-	北化学 (化II)	1
工作車					-		
補給車					-	北水槽 (水槽I、5t)	1
救急車		局予備1 A (4WD) 局予備2 A (4WD)			2	北A 北2 A (4WD)	2
その他	司令 第1 総務 団本部 団連絡 団防災学習	第1 警防 第2 警防 第3 警防 救急救助 青島連絡 警防連絡 無線中継 災害対応 研修2 研修3 機動二輪	第1 予防 第3 予防 第4 予防 第5 予防 局調査 予防指導 地震体験 防対調査	指令連絡	2 5	北指揮 北調査 北第一査察 北第二査察 北第三査察 北資機材搬送 北支援 燃料補給	8
合計			2 7			1 4	

※下線網掛けは緊急車両を示す。

### (3) 新消防庁舎に求められる機能

基本構想に示された「新消防庁舎に必要な機能」及び、その他必要な機能について検討し、新消防庁舎に必要な施設を以下のとおり整理しました。

■消防局	■北消防署
①事務室 ②会議室 ③書庫 ④倉庫 ⑤車庫 ⑥局長室 ⑦次長室 ⑧消防団本部室 ⑨講堂【新規】 ⑩ヘリポート【新規】 ○便所・給湯室・男女更衣ロッカー室	①車庫 ②出勤準備・防火衣収納庫【新規】 ③救急資機材保管・消毒室 ④倉庫 ⑤油庫 ⑥空気ボンベ充填室・保管庫【新規】 ⑦ホースリフター ⑧乾燥設備、洗浄スペース（防火衣、ホース） ⑨自家用給油取扱所【新規】 ⑩訓練棟【新規】 ⑪訓練場 ⑫トレーニング室【新規】 ⑬事務室 ⑭会議室【新規】 ⑮書庫 ⑯署長室 ⑰洗濯室・乾燥室、洗面所 ⑱浴室 ⑲仮眠室 ⑳食堂 ㉑厨房 ○便所・給湯室・男女更衣ロッカー室
■消防局指令センター	
①指令センター ②サーバールーム ③災害対策室【新規】 ④指令センター事務室 ⑤倉庫【新規】 ⑥仮眠室 ⑦休憩室 ⑧洗面・浴室【新規】 ○便所・給湯室・男女更衣ロッカー室	
■防災センター	
①研修室【新規】 ②体験型施設【新規】 ③事務室 ○便所・給湯室・男女更衣ロッカー室	
■共用部	
①廊下、EV ホール、階段、エレベーター ②機械室 ③ごみ置場 ④車庫（共用） ⑤駐輪場 ⑥駐車場 ⑦エネルギー供給施設【新規】 ⑧耐震機能、免震装置等【新規】 ⑨耐震性貯水槽、消火栓【新規】	

※下線で示した機能は、大規模災害発生時に緊急消防援助隊等の受援施設とすることを想定。

基本構想で示された機能設置の考え方及び各課署所からの意見や現状・課題を踏まえてそれぞれの機能の設置方針を整理します。

規模については、消防庁舎としての機能を維持することを前提とし、建築コスト及びランニングコストを抑制する観点から、今後の基本・実施設計を進めていく中で、詳細な諸室面積を算定します。

## 1) 消防局に必要な機能

①事務室	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ わかりやすい配置、動線考慮</li> <li>➤ 来客対応・プライバシーに配慮</li> <li>➤ Wi-Fi 環境等の ICT 整備</li> <li>➤ 機構改革等に対応できる拡張性を確保</li> </ul>
現状	・計 2 4 6 m <sup>2</sup> (総務課、警防課、予防課)
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (2) 効率的な執務が可能な施設 ● 執務環境は業務効率を踏まえた機能的なレイアウトとし、高度情報化へ対応可能な機器の整備について検討を行う必要 ● 今後の消防局組織体制も見据えながら、現消防庁舎が抱える狭隘化の課題を解消するような執務室、会議室及び書庫等を確保するとともに、感染症やプライバシーに配慮した住民対応窓口の設置も必要

②会議室	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各課に設けることを検討</li> <li>➤ 研修室として兼用できる配置・仕様とする</li> <li>➤ 待合スペースの併設を検討</li> </ul>
現状	・計 1 3 2 m <sup>2</sup> 、2 室 (局)
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (2) 効率的な執務が可能な施設 ● 今後の消防局組織体制も見据えながら、現消防庁舎が抱える狭隘化の課題を解消するような執務室、会議室及び書庫等を確保する

③書庫	
設置方針	➤ 将来を見越した収納力の確保を検討
現状	・ 5 3 m <sup>2</sup> 、1 室 (局)
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (2) 効率的な執務が可能な施設 ● 今後の消防局組織体制も見据えながら、現消防庁舎が抱える狭隘化の課題を解消するような執務室、会議室及び書庫等を確保する

④倉庫	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 効率的運用を考慮</li> <li>➤ 現況同等</li> </ul>
現状	・計186㎡、7室(局)
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (1) 迅速な災害活動が行える施設 ●大型化・多様化する資器材を適切に保管するための倉庫を備える

⑤車庫	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 配置車両に適した規模で設置</li> <li>➤ 出動動線の検討</li> </ul>
現状	・計201㎡(局)
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (1) 迅速な災害活動が行える施設 ●大型化・多様化する車両や資器材を適切に整備・保管するための車庫や倉庫を備える ●迅速かつ安全な出動のために、職員や緊急車両が庁舎に来庁した住民と交錯しないような動線の確保や防犯セキュリティ面の検討が必要

⑥局長室	
設置方針	➤ 現況同等
現状	・36㎡

⑦次長室	
設置方針	➤ 現況同等
現状	・33㎡

⑧消防団本部室	
設置方針	➤ 災害時に団本部となる機能・規模を確保
現状	・66㎡

⑨講堂		【新規】
設置方針	➤ 適切な規模で設置	
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (2) 効率的な執務が可能な施設 3. 大規模災害活動拠点機能 (4) 緊急消防援助隊の受け入れを想定した施設	
	● 現消防庁舎が抱える狭隘化の課題を解消するようなスペースを確保する ● 大規模災害の対応には初動が重要であり、迅速に応援部隊を受け入れるための体制を予め整備しておく必要がある	

⑩ヘリポート		【新規】
設置方針	➤ 長期の受援にも対応できる規模	
基本構想での検討	3. 大規模災害活動拠点機能 (4) 緊急消防援助隊の受け入れを想定した施設	
	● 本市の消防力では対応できない大規模災害が発生した場合、県内の応援部隊や全国の緊急消防援助隊が本市で活動することが想定され、迅速に応援部隊を受け入れるため、ヘリポートや緊急消防援助隊車両の駐車場等の受援機能を持つ施設が必要	

## 2) 消防局指令センターに必要な機能

①指令センター	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害対策室との近接性を確保</li> <li>➤ システム更新のスペースを確保</li> <li>➤ 将来業務を見越した拡張性のある規模・機能</li> </ul>
現状	・ 100 m <sup>2</sup>
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (4) 重要機器の更新や資器材の増加等に柔軟に対応できる施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通報や災害関連情報を一元的に処理する消防指令センターや災害対応時の情報通信基盤となる消防救急デジタル無線設備等は、定期的な更新や資器材の増加に柔軟に対応できるスペースが必要</li> <li>● 今後、消防広域化や消防指令業務の共同運用等組織拡大の可能性も考えられることから、拡張性と汎用性を持った空間の確保が必要</li> </ul>

②サーバールーム	
設置方針	➤ 現況同等
現状	・ 計 57 m <sup>2</sup> (2室)
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (4) 重要機器の更新や資器材の増加等に柔軟に対応できる施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通報や災害関連情報を一元的に処理する消防指令センターや災害対応時の情報通信基盤となる消防救急デジタル無線設備等は、定期的な更新や資器材の増加に柔軟に対応できるスペースが必要</li> <li>● 今後、消防広域化や消防指令業務の共同運用等組織拡大の可能性も考えられることから、拡張性と汎用性を持った空間の確保が必要</li> </ul>

③災害対策室		【新規】
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本庁本部のバックアップ</li> <li>➤ 指令センターとの近接性を確保</li> <li>➤ 長期にわたる災害を想定した執務環境</li> </ul>	
基本構想での検討	3. 大規模災害活動拠点機能 (1) 災害対策体制が取れる施設	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発災後すぐに災害対応の指揮体制を整えるために、市災害対策本部のバックアップ機能として、市災害対策本部を含む他防災機関と情報共有を図るためのスペースと、消防活動隊の配置・活動状況等を把握し適切に指揮活動できる施設が必要</li> </ul>	

④指令センター事務室	
設置方針	➤ 指令センターに隣接して設置
現状	・ 33 m <sup>2</sup>

⑤倉庫 <span style="float: right;">【新規】</span>	
設置方針	➤ 将来を見越した収納力の確保を検討
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (1) 迅速な災害活動が行える施設 ●大型化・多様化する資器材を適切に保管するための倉庫を備える

⑥仮眠室 ⑦休憩室	
設置方針	➤ 仮眠室・休憩室とも現況同等 ➤ 仮眠室は、男女とも、人員を考慮して設置
現状	・仮眠室：計59㎡、7ブース（指令） ・休憩室：10㎡、1室（指令）
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (3) 職場環境に配慮した施設 ●交代制勤務は24時間勤務となり、施設内で多くの時間を過ごすことになるため、仮眠室、浴室、トイレ等の生活環境には衛生的でプライバシーに配慮した機能が必要 ●女性消防吏員のための環境整備やユニバーサルデザインへの配慮が必要

⑧洗面・浴室 <span style="float: right;">【新規】</span>	
設置方針	➤ ユニットバスを適切に設置 ➤ 災害対応への備えを考慮
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (3) 職場環境に配慮した施設 ●交代制勤務は24時間勤務となり、施設内で多くの時間を過ごすことになるため、仮眠室、浴室、トイレ等の生活環境には衛生的でプライバシーに配慮した機能が必要 ●女性消防吏員のための環境整備やユニバーサルデザインへの配慮が必要

### 3) 北消防署に必要な機能

①車庫	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 将来増にも対応し拡張性ある駐車スペース</li> <li>➤ 出動車両最優先に、動線に配慮</li> </ul>
現状	・計436㎡、2か所（北署）
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (1)迅速な災害活動が行える施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大型化・多様化する車両や資器材を適切に整備・保管するための車庫や倉庫を備える</li> <li>●迅速かつ安全な出動のために、職員や緊急車両が庁舎に来庁した住民と交錯しないような動線の確保や防犯セキュリティ面の検討が必要</li> </ul>

②出動準備・防火衣収納庫 <span style="float: right;">【新規】</span>	
設置方針	➤ 収納庫、待機室を含め適切なスペースで設置
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (1)迅速な災害活動が行える施設
	●119番通報から出動指令を受け、迅速に出動するための動線の確保、的確な災害対応のための出動準備室や指令覚知手段等について十分な検討を行う必要

③救急資機材保管・消毒室	
設置方針	➤ 感染対策に配慮し、適切な規模で設置
現状	・43㎡（踏込含む）
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (1)迅速な災害活動が行える施設
	●大型化・多様化する車両や資器材を適切に整備・保管するための車庫や倉庫を備える必要

④倉庫	
設置方針	➤ 水防倉庫ほか、必要規模を考慮し設置
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計84㎡、4室（屋内、北署）</li> <li>・屋外倉庫は無し</li> </ul>
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (1)迅速な災害活動が行える施設
	●大型化・多様化する資器材を適切に保管するための倉庫を備える



⑤油庫	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現況同等</li> <li>➤ 少量危険物施設として区画整備が必要</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14 m<sup>2</sup></li> </ul>
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (1) 迅速な災害活動が行える施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大型化・多様化する資器材を適切に保管するための倉庫を備える</li> </ul>

⑥空気ポンプ充填室・保管庫 <span style="float: right;">【新規】</span>	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 可動式充てん機を備えた充てん室を法令遵守し設置</li> </ul>
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (1) 迅速な災害活動が行える施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大型化・多様化する資器材を適切に保管するための倉庫を備える</li> </ul>

⑦ホースリフター	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現況同等</li> </ul>

⑧乾燥設備、洗浄スペース(防火衣、ホース)	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な規模で設置</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13 m<sup>2</sup> (防火衣乾燥場)</li> <li>・ 洗浄スペースは無し</li> </ul>

⑨自家用給油取扱所 <span style="float: right;">【新規】</span>	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な規模で設置</li> </ul>
基本構想での検討	3. 大規模災害活動拠点機能 (3) 常時稼働の消防機能を継続できる施設 (4) 緊急消防援助隊の受け入れを想定した施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害発生時にライフラインが寸断されてしまうことも想定し、自家用給油取扱所等の自立した活動が継続できるための施設が必要</li> <li>● 本市の消防力では対応できない大規模災害が発生した場合、県内の応援部隊や全国の緊急消防援助隊が本市で活動することが想定され、迅速に応援部隊を受け入れるため、ヘリポートや緊急消防援助隊車両の駐車場等の受援機能を持つ施設が必要</li> </ul>

⑩訓練棟 ⑪訓練場		【新規】
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な規模を確保</li> <li>➤ 災害時に受援施設に転用</li> <li>➤ 住民の体験施設と併用</li> </ul>	
基本構想での検討	2. 訓練活動拠点機能 (1) 実践的な消防・救助・救急訓練が実施可能な施設 (2) 住民の防災教育等が実施可能な施設 3. 大規模災害活動拠点機能 (4) 緊急消防援助隊の受け入れを想定した施設	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急救助資器材、消防車両、梯子車等の特殊車両を運用するために、実践的な訓練が実施可能な訓練施設が必要</li> <li>● 消防団やその他の防災関係機関との連携活動がスムーズに行えることが必要</li> <li>● 庁舎に来庁する住民の動線を考慮し、職員・住民双方の安全への配慮が必要</li> <li>● 防災訓練や救急講座、法令に基づく各種研修会等のほか、体験型の消火訓練や避難体験ができる施設、視聴覚機器等を有効に活用した防災学習が開催可能な施設の検討が必要</li> <li>● 児童・生徒等の防災教育を目的とした庁舎見学に円滑に対応できる動線等の確保の検討が必要</li> <li>● 迅速に応援部隊を受け入れるための体制を予め整備しておく必要があるため、ヘリポートや緊急消防援助隊車両の駐車場等の受援機能の整備が必要</li> </ul>	

⑫トレーニング室		【新規】
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な規模、屋内に設置</li> </ul>	

⑬事務室		
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ わかりやすい配置、動線考慮</li> <li>➤ 来客対応・プライバシーに配慮</li> <li>➤ Wi-Fi 環境等の ICT 整備</li> <li>➤ 機構改革等に対応できる拡張性を確保</li> </ul>	
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 189㎡ (北署)</li> </ul>	
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (2) 効率的な執務が可能な施設	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 執務環境は業務効率を踏まえた機能的なレイアウトとし、高度情報化へ対応可能な機器の整備について検討を行う必要</li> <li>● 今後の消防局組織体制も見据えながら、現消防庁舎が抱える狭隘化の課題を解消するような執務室、会議室及び書庫等を確保するとともに、感染症やプライバシーに配慮した住民対応窓口の設置も必要</li> </ul>	

⑭会議室 <span style="float: right;">【新規】</span>	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 研修室として兼用できる配置・仕様とする</li> <li>➤ 待合スペースの併設を検討</li> </ul>
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (2) 効率的な執務が可能な施設 ●今後の消防局組織体制も見据えながら、現消防庁舎が抱える狭隘化の課題を解消するような執務室、会議室及び書庫等を確保する

⑮書庫	
設置方針	➤ 将来を見越した収納力の確保を検討
現状	・ 32㎡、1室（北署）
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (2) 効率的な執務が可能な施設 ●今後の消防局組織体制も見据えながら、現消防庁舎が抱える狭隘化の課題を解消するような執務室、会議室及び書庫等を確保する

⑯署長室	
設置方針	➤ 現況同等
現状	・ 28㎡

⑰洗濯室・乾燥室、洗面所	
設置方針	➤ 現況同等
現状	・ 32㎡
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (3) 職場環境に配慮した施設 ●交代制勤務は24時間勤務となり、施設内で多くの時間を過ごすことになるため、仮眠室、浴室、トイレ等の生活環境には衛生的でプライバシーに配慮した機能が必要 ●女性消防吏員のための環境整備やユニバーサルデザインへの配慮が必要

⑱浴室	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ユニットバスを適切に設置</li> <li>➤ 災害対応への備えを考慮</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 37㎡ (脱衣室・踏込含む)</li> </ul>
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (3) 職場環境に配慮した施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交代制勤務は24時間勤務となり、施設内で多くの時間を過ごすことになるため、仮眠室、浴室、トイレ等の生活環境には衛生的でプライバシーに配慮した機能が必要</li> <li>●女性消防吏員のための環境整備やユニバーサルデザインへの配慮が必要</li> </ul>

⑲仮眠室	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 緊急出動に近接した位置に設置</li> <li>➤ 男女とも、人員を考慮して設置</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮眠室：計175㎡ (北署)</li> <li>(仮眠室計20ブース・女性仮眠室1室)</li> </ul>
基本構想での検討	1. 災害活動対応機能 (3) 職場環境に配慮した施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交代制勤務は24時間勤務となり、施設内で多くの時間を過ごすことになるため、仮眠室、浴室、トイレ等の生活環境には衛生的でプライバシーに配慮した機能が必要</li> <li>●女性消防吏員のための環境整備やユニバーサルデザインへの配慮が必要</li> </ul>

⑳食堂 ㉑厨房	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な規模で設置</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食堂：99㎡</li> <li>・ 厨房：15㎡</li> </ul>

#### 4) 防災センターに必要な機能

①研修室 <span style="float: right;">【新規】</span>	
設置方針	➤ 適切な規模で設置
現状	・ 161 m <sup>2</sup> (現防災センターの参考値)
基本構想での検討	2. 訓練活動拠点機能 (2) 住民の防災教育等が実施可能な施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災訓練や救急講座、法令に基づく各種研修会等のほか、体験型の消火訓練や避難体験ができる施設、視聴覚機器等を有効に活用した防災学習が開催可能な施設の検討が必要</li> <li>● 児童・生徒等の防災教育を目的とした庁舎見学に円滑に対応できる動線等の確保の検討が必要</li> </ul>

②体験型施設 <span style="float: right;">【新規】</span>	
設置方針	➤ 適切な規模で設置
現状	・ 162 m <sup>2</sup> (現防災センターの参考値)
基本構想での検討	2. 訓練活動拠点機能 (1) 実践的な消防・救助・救急訓練が実施可能な施設 (2) 住民の防災教育等が実施可能な施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急救助資器材、消防車両、梯子車等の特殊車両を運用するために、実践的な訓練が実施可能な訓練施設が必要</li> <li>● 消防団やその他の防災関係機関との連携活動がスムーズに行えることが必要</li> <li>● 庁舎に来庁する住民の動線を考慮し、職員・住民双方の安全への配慮が必要</li> <li>● 防災訓練や救急講座、法令に基づく各種研修会等のほか、体験型の消火訓練や避難体験ができる施設、視聴覚機器等を有効に活用した防災学習が開催可能な施設の検討が必要</li> <li>● 児童・生徒等の防災教育を目的とした庁舎見学に円滑に対応できる動線等の確保の検討が必要</li> </ul>

③事務室	
設置方針	➤ 適切な規模で設置
現状	・ 51 m <sup>2</sup> (現防災センターの参考値)

## 5) 消防局・指令センター・北消防署・防災センターのそれぞれに必要な機能

①便所・給湯室・男女更衣ロッカー室	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 便所は各階に男女とも設ける</li> <li>➤ 災害時利用可能、バリアフリー化を考慮</li> <li>➤ 更衣室は男女とも、ロッカーの大きさを考慮し設置</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性消防吏員のための環境整備が十分に対応できていない</li> <li>・ユニバーサルデザインに対応できていない</li> </ul>
基本構想での検討	<p>1. 災害活動対応機能 (3) 職場環境に配慮した施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●交代制勤務は 24 時間勤務となり、施設内で多くの時間を過ごすことになるため、仮眠室、浴室、トイレ等の生活環境には衛生的でプライバシーに配慮した機能が必要</li> <li>●現消防庁舎では十分に対応できていない、女性消防吏員のための環境整備やユニバーサルデザインへの配慮が必要</li> </ul>

## 6) 共用部の機能

①廊下、EV ホール、階段、エレベーターなどの共用部ほか	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 異種動線を明確に区分してセキュリティに配慮</li> <li>➤ 素早く施錠できる間取り・システムを設置</li> <li>➤ バリアフリー化を考慮</li> </ul>
基本構想での検討	<p>4. その他の機能</p> <p>(1) 住民の利便性を確保した施設</p> <p>(2) 省エネルギー、省資源に配慮した施設</p> <p>(3) ライフサイクルコスト(LCC)低減を配慮した施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者・障がい者・妊産婦など、全ての人が安心して利用できるユニバーサルデザインに対応した施設とする</li> <li>●消防施設は 24 時間 365 日使用される特性から、環境への配慮は、率先して取り組むべき。自然採光や自然換気、また太陽光発電などの自然エネルギーを利用するなど、省エネルギー・省資源に配慮し、SDGs の理念に基づき、環境にやさしい庁舎が必要</li> <li>●建設、運用、解体までの建物のライフサイクル全体での費用、さらには環境負荷を低減し、建物の長寿命化を図ることが必要</li> </ul>

②機械室	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な規模で設置</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局：計 1 2 m<sup>2</sup>、2 室</li> <li>・指令：なし（サーバールームを除く）</li> <li>・署、共用：1 4 0 m<sup>2</sup>、4 室（EV 機械室を含む）</li> </ul>

③ごみ置場	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な規模で設置</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 2 m<sup>2</sup></li> </ul>

④車庫(共用)	
設置方針	➤ 適切な規模で設置
現状	・ 289 m <sup>2</sup>

⑤駐輪場	
設置方針	➤ 適切な台数と利用しやすさを考慮
現状	・ 10 m <sup>2</sup>

⑥駐車場	
設置方針	➤ 限られた敷地を有効活用
基本構想での検討	4. その他の機能 (1) 住民の利便性を確保した施設
	●高齢者・障がい者・妊産婦など、全ての人が安心して利用できるユニバーサルデザインに対応した施設とするとともに、来客者用駐車場を一定数確保する等、住民の利便性を確保する必要

⑦エネルギー供給施設(非常用電源設備、太陽光発電設備や蓄電池等)		【新規】
設置方針	➤ 適切な手法で設置	
基本構想での検討	3. 大規模災害活動拠点機能 (3) 常時稼働の消防機能を継続できる施設	
	4. その他の機能 (2) 省エネルギー、省資源に配慮した施設 ●大規模災害時においても、人命救助のひとつの目安である 72 時間の消防体制を継続できる機能が必要 ●大規模災害時のライフラインの寸断も想定し、非常用自家発電設備や大型受水槽、自家用給油取扱所等の自立した活動が継続できるための施設が必要 ●消防施設は 24 時間 365 日使用される特性から、環境への配慮は率先して取組むべき。自然採光や自然換気、また太陽光発電などの自然エネルギーを利用するなど、省エネルギー・省資源に配慮し、SDGs の理念に基づく、環境にやさしい庁舎が必要	

<b>⑧耐震機能、免震装置等</b> <span style="float: right;">【新規】</span> <b>⑨耐震性貯水槽、消火栓</b> <span style="float: right;">【新規】</span>	
設置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時でも拠点として機能</li> <li>➤ 適切な手法で設置</li> </ul>
基本構想での検討	3. 大規模災害活動拠点機能 (2) 耐震（免震）性を確保した施設 (3) 常時稼働の消防機能を継続できる施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模地震発生後においても、建物が継続して消防防災活動拠点としての機能を維持することが必要</li> <li>●被災直後から対応が必要であり、指令システム等の損傷、車庫シャッターひずみによる緊急出動の遅れ、救助資器材等の破損等が発生しないよう、耐震だけでなく、建物内部の機能を維持できる免震等の性能が必要</li> <li>●大規模災害時においても、人命救助のひとつの目安である 72 時間の救助体制を継続できる機能が必要</li> <li>●大規模災害時のライフラインの寸断も想定し、非常用自家発電設備や大型受水槽、自家用給油取扱所等の自立した活動が継続できるための施設が必要</li> </ul>



#### (4) 機能提供に必要な標準的な施設と規模

##### 1) 必要な標準的な施設とその規模

上記「(3) 新消防庁舎に求められる機能」にて、機能ごとに適正な規模を検討した結果、新消防庁舎に必要な標準的な施設規模は以下のとおりです。

##### ■新消防庁舎に必要な標準的な施設規模

機能	想定面積	備考
①消防局	約 1,700 m <sup>2</sup>	ヘリポートを除く 屋外付帯施設などを含む
②消防局指令センター	約 700 m <sup>2</sup>	
③北消防署	約 2,000 m <sup>2</sup>	屋外付帯施設などを含む
④訓練棟・車庫棟	約 1,000 m <sup>2</sup>	
⑤防災センター機能	約 400 m <sup>2</sup>	
⑥その他共用部	約 1,200 m <sup>2</sup>	
<b>合計</b>	<b>約 7,000 m<sup>2</sup></b>	

##### 2) 各室の共用化と有効利用

新消防庁舎は、機能を併用することができるものはできるだけ共有して使用することを想定した配置と規模及び室の仕様とすることで、コンパクトな新消防庁舎を目指し、スペースを有効利用することを検討します。

##### ■各室の共用化と有効利用の方針

室		共用化の方針
消防局	災害対策室	災害時には、市本庁の災害対策本部のバックアップとして機能するような配置とし、規模と設備等仕様を検討します。 指令センターに隣接して設けることで、指令台の定期的な更新がスムーズに行えるような配置とし、規模と仕様を検討します。
	消防局会議室	職員や住民の研修室としても使用できる配置とし、規模と仕様を検討します。
北消防署	訓練棟	住民を対象とした防災体験施設と併用できる配置とし、規模と仕様を検討します。
	訓練場	消防団や住民の訓練ができ、啓発イベント等の広場としても使用できる配置を検討します。

## 5. 施設の計画

### (1) 建設地の概要・状況

#### 1) 位置

新消防庁舎の建設地は、基本構想を踏まえ、宮崎市中心地より北部に位置し、宮崎地方気象台や南九州大学等と隣接する敷地（霧島五丁目1番1 / 霧島五丁目消防局管理地）において、移転新築を行うこととします。

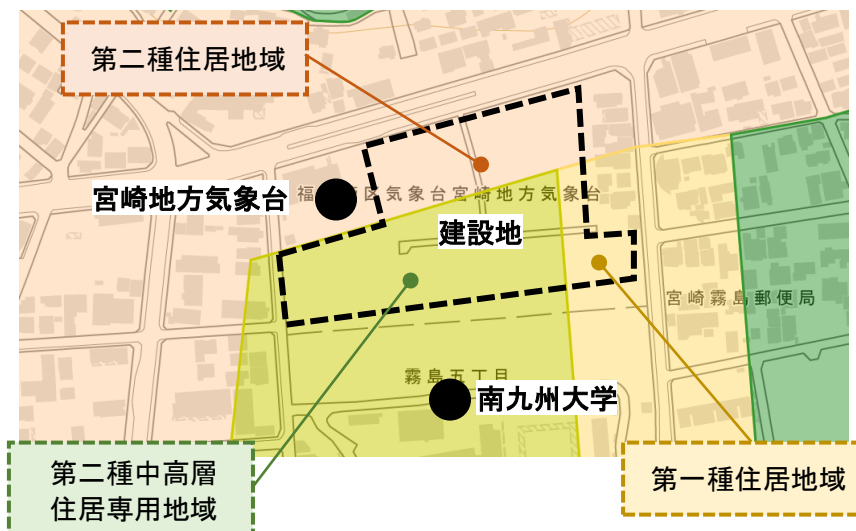
#### ■建設地及び現消防庁舎の位置



#### 2) 法規制条件

建設地の用途地域は第二種住居地域と第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域の3地域にまたがっているため、各区域における規制や航空法による制限区域にも該当するエリアであることを踏まえた計画を行う必要があります。

#### ■建設地周辺における用途地域図



■建設地における法規制の概要

項目	規制等の内容		
用途地域	第一種住居地域	第二種住居地域	第二種中高層住居 専用地域
建ぺい率	60%	60%	60%
容積率	200%	200%	200%
高さ制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路斜線制限：適用距離 20m、勾配 1.5</li> <li>・隣地斜線制限：立上り 20m、勾配 1.25</li> <li>・北側斜線制限：なし</li> </ul>		
防火・準防火地域	指定なし		
日影規制	対象建物： ・高さ 10m 超の建築物 測定位置： ・平均地盤面から 4m 規制時間： ・敷地境界線から 10m 以内（5 時間） ・敷地境界線から 10m 超（3 時間）	対象建物： ・高さ 10m 超の建築物 測定位置： ・平均地盤面から 4m 規制時間： ・敷地境界線から 10m 以内（4 時間） ・敷地境界線から 10m 超（2.5 時間）	
地区計画	なし		
航空法による制限	垂直上方 45m（航空法第 2 条第 9 項）		

■「建築物」における行為の制限（宮崎市景観計画、市内全域が対象）

項目	行為の制限			
色彩	外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、次の基準により制限を行うこととする。			
	色相	R（赤）・YR（黄赤）	Y（黄）	その他色相
	基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下
※色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。 ※背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。 （明度 2 以上 7 以下）（鉄柱のみ） ※表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。				

※上記のほか、建築物に設置する太陽光発電設備に対する行為の制限もあり

■「工作物」における行為の制限（宮崎市景観計画、市内全域が対象）

項目	行為の制限			
色彩	外観の基調色（主に用いられる色彩）は、次の基準により制限を行うこととする。			
	色相	R（赤）・YR（黄赤）	Y（黄）	その他色相
	基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下
※色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。 ※背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。 （明度 2 以上 7 以下）（鉄柱のみ） ※表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。 ※景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。				

※上記のほか、太陽光発電設備に対する行為の制限もあり

### 3) 建設地の概要

新消防庁舎の建設地の現状としては、北側に盛土造成が行われているほか、南側には消防局・消防団の訓練場として活用されている状況にあります。また、南西側には2,718 m<sup>2</sup>の調整池（第一調整池）が整備されているため、現状を踏まえた上で、適切な土地利用計画及び施設計画を行う必要があります。

#### ■建設地の状況

項目	内容
建設地面積	22,436 m <sup>2</sup>
建設地北側（盛土）	・建設地北側に1.0m程度の盛土を実施済 ・埋蔵文化財はなし
建設地南側（訓練場）	・消防局・消防団の訓練場として活用 ・屋外トイレ（男性用2基、女性用1基）がG.L.+0.50~0.60mで設置 ・現時点で盛土なし ・埋蔵文化財はなし
建設地南西側（調整池）	・規模は、2,718 m <sup>2</sup> （敷地面積の内数） ・諸元は、天端標高DL0.50m、水路底高DL-1.00m ・調整池の下部に埋蔵文化財あり

### 4) インフラの整備状況

建設地内においては、上下水道管や電気・ガスに係る配管は設置されていません。

## (2) 建設地の立地特性

### 1) 交通環境

建設地北側には「県道下北方・古墳線（県道333号線）」、東側には「市道和知川原通線」西側には「市道霧島1号線」の3路線が通っている状況です。県道下北方・古墳線は、相互4車線（片側2車線）で中央分離帯（植栽）が設置されているほか、バス停付近のバスカットや方面誘導標識等が設けられています。市道和知川原通線は、相互2車線（片側1車線）で沿道にバス停が設けられています。

全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）が実施されている「県道下北方・古墳線」の交通量をみると、平成17年、平成22年、平成27年調査では一日あたり33,000台程度となっています。

また、今年度実施した滞留長調査（平日・12時間）によれば、平和台大橋東交差点・東方向における12時間最大滞留長は、第一車線140m、第二車線150mであり、霧島五丁目交差点・西側における12時間最大滞留長は、第一車線150m、第二車線110mとなっています。霧島五丁目交差点・南側では、最大滞留長は210mとなっています。なお、市道霧島1号線は、緊急車両等の出入りは想定されないため、今回調査対象外としました。

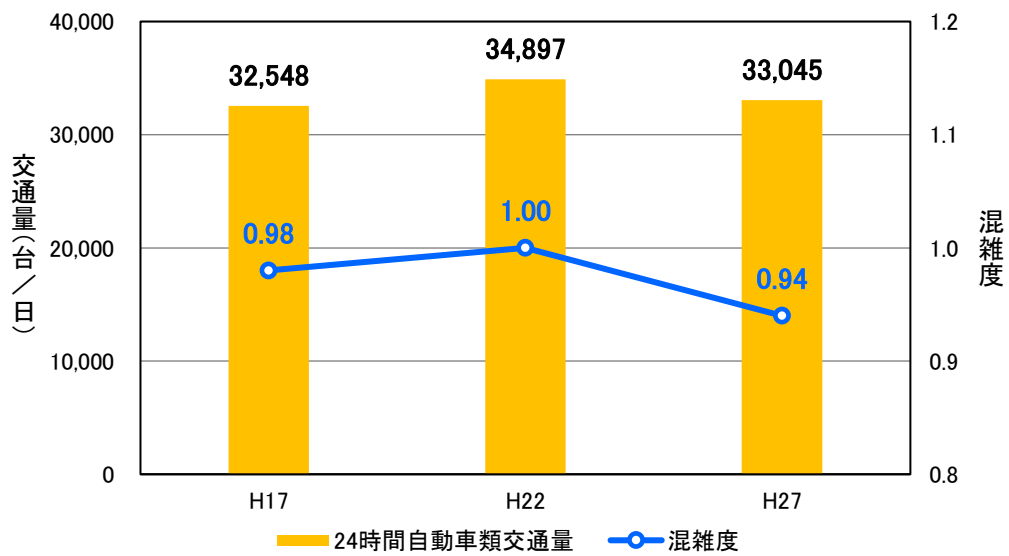
■ 県道下北方・古墳線の様子



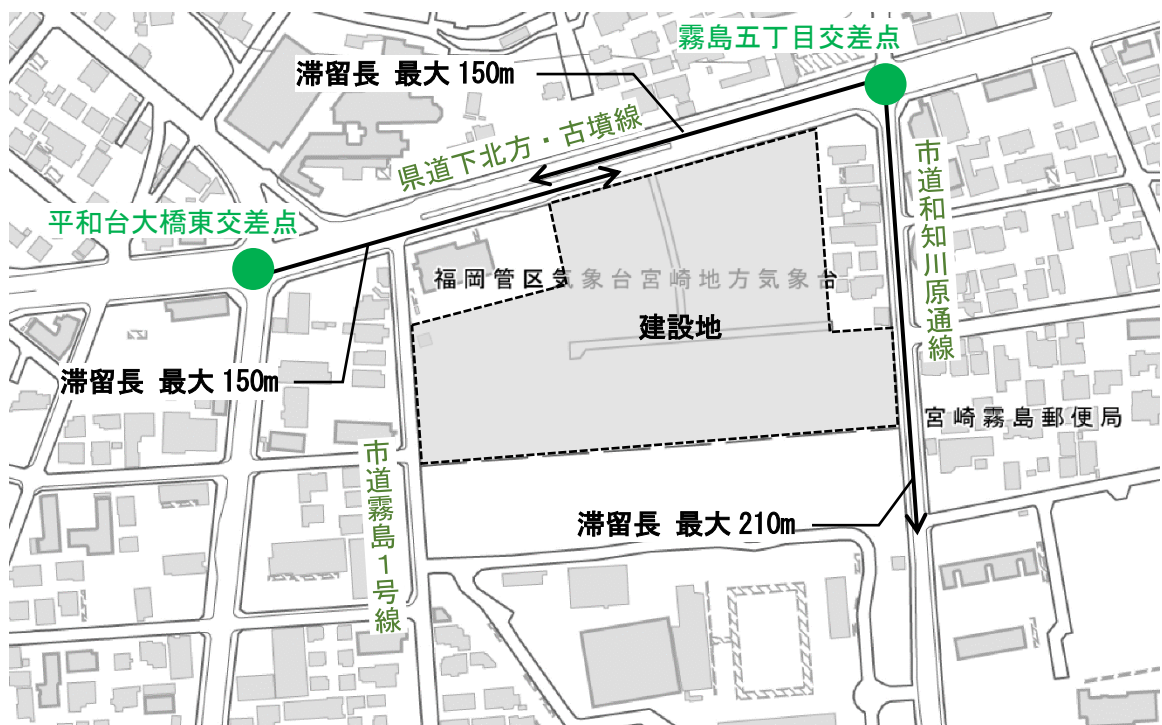
■ 市道和知川原通線の様子



■ 県道下北方・古墳線の交通量（道路交通センサス参照）



■ 滞留長調査の結果

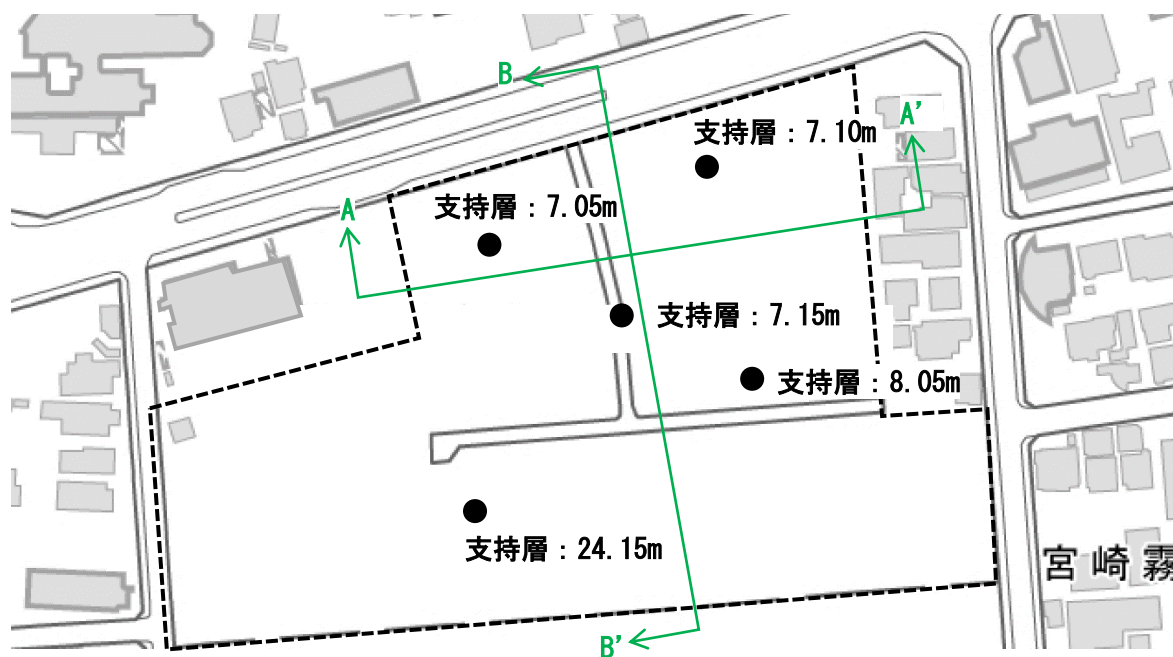


## 2) 地盤特性

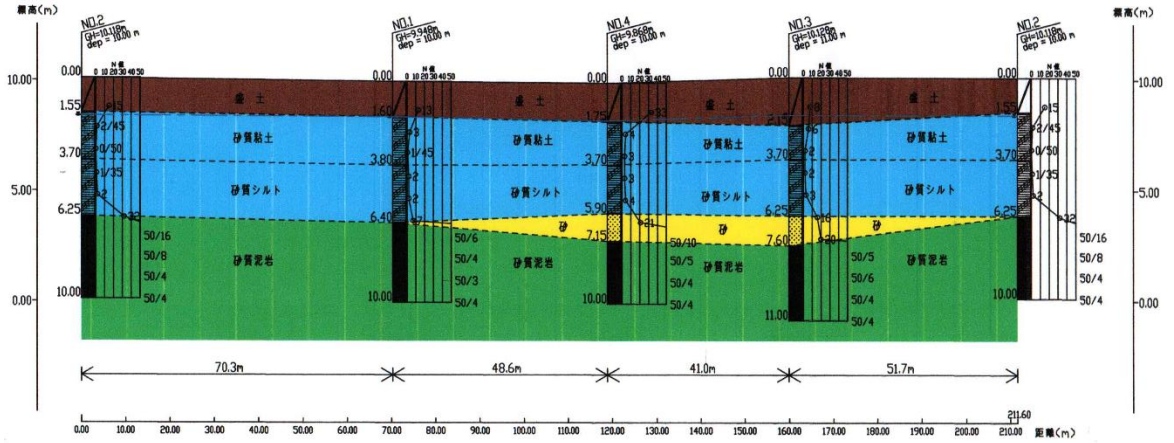
建設地の地盤は、建設地北側が支持層 7.34m (4 地点の平均) であり、南側が支持層 24.15m (第一調整池付近) と北側から南側にかけて支持層が深くなっていることが想定されます。地層は、粘土、シルト、泥岩が主であり、砂層は 2m より深い箇所で見られるため液状化の可能性は低いものと考えられます。

また、地層としては宮崎県特有の「宮崎層群 (固結度の弱い泥岩)」ですが、建設地の地層は十分な地耐力が期待できることから、地盤劣化による沈下等の可能性は低いものと考えられます。

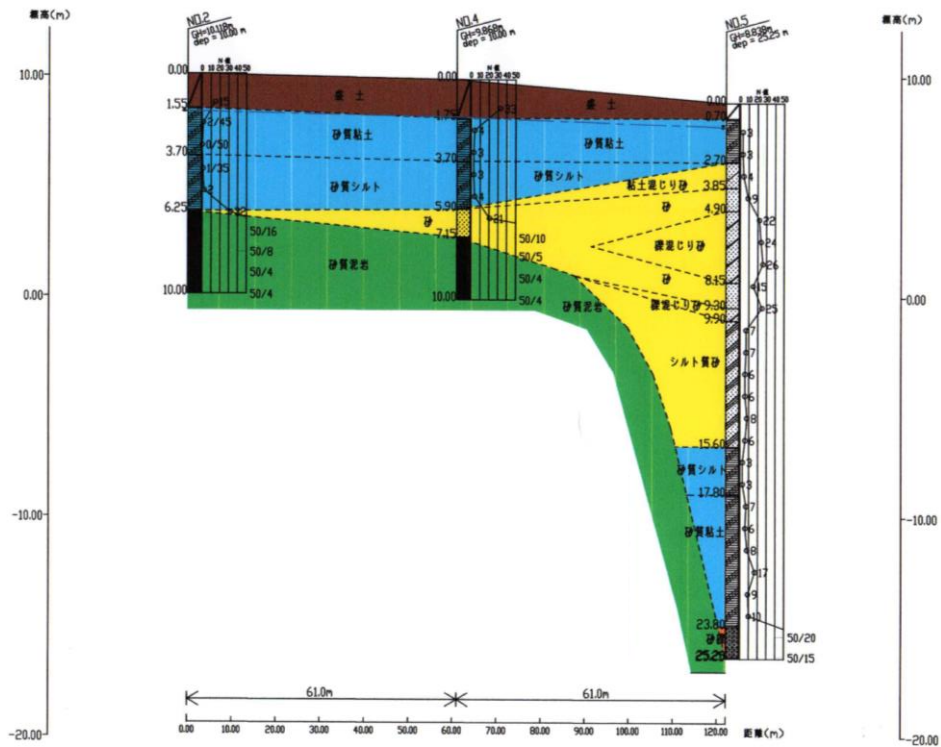
### ■地質調査の結果



■推定断面図 (A-A' 断面)



■推定断面図 (B-B' 断面)



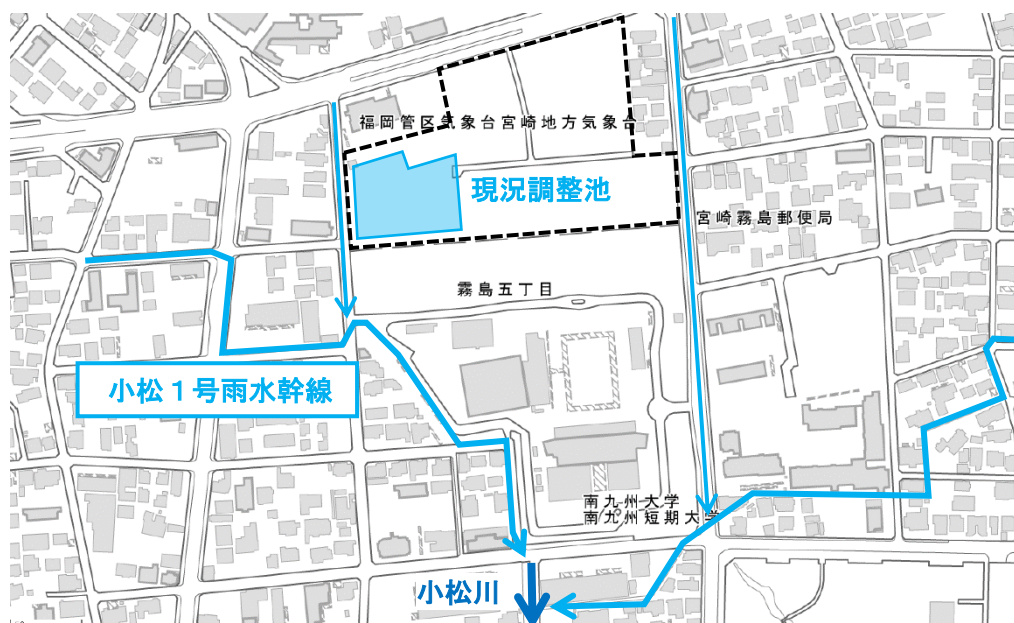
【 凡 例 】

	堆 土：礫混じり土砂・礫混じり砂質粘性土・礫混じり粘性土
	粘性土：砂質粘土・砂質シルト（第四紀：沖積層）
	砂質土：砂・礫混じり砂・シルト質砂・粘土混じり砂（第四紀：沖積層）
	砂礫（第四紀：沖積層）
	砂質泥岩（新第三紀）

### 3) 水理特性

建設地は、1級河川大淀川の左岸側に位置する支川小松川上流部にあたる場所です。建設地には、現在でも雨水対策として調整池（第一調整池/2,718 m<sup>2</sup>）が設置されています。新消防庁舎整備により、現況調整池で雨水対策が満足するかをシミュレーションした結果、現況調整池を嵩上げ（現在の調整池天端から+70cmの嵩上げ可能）することにより雨水対策が満足する結果となりました。

#### ■建設地周辺における雨水幹線等の状況



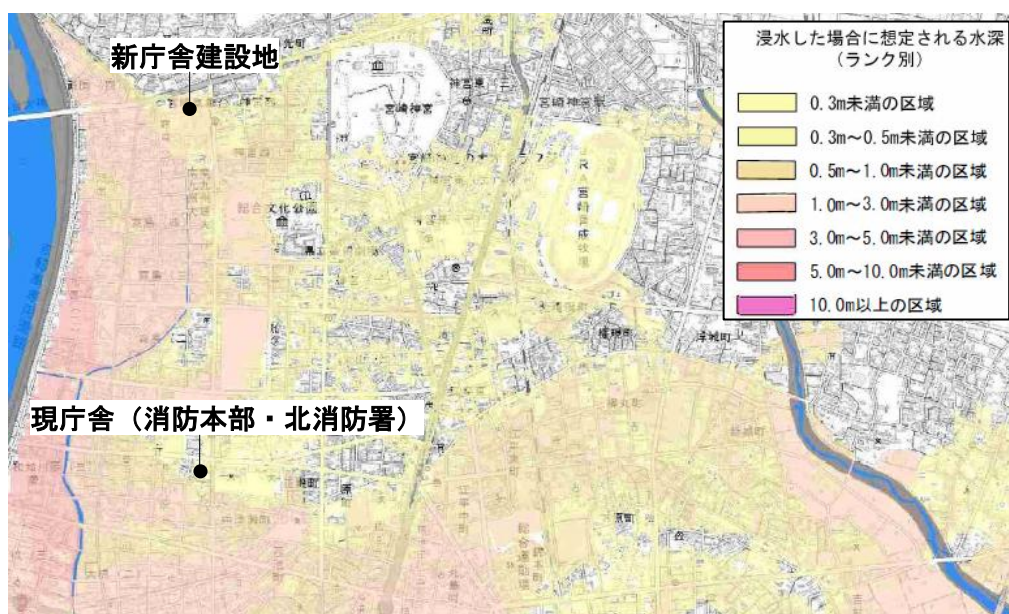


#### 4) 浸水可能性

現消防庁舎は、想定最大規模における浸水想定区域内に位置しており、また、周辺地域も広範囲に浸水する場所に位置しています。

新消防庁舎の建設地は、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定（L2）の区域内に位置していますが、現消防庁舎よりも浸水リスクが低く、浸水想定区域外の北側幹線道路からの出動は可能です。なお、建設地北側エリアには盛土を実施しており、既に浸水想定高を上回っています。

##### ■ハザードマップ（想定最大規模（L2）5mメッシュ）





#### (4) 棟・施設の構成と規模設定

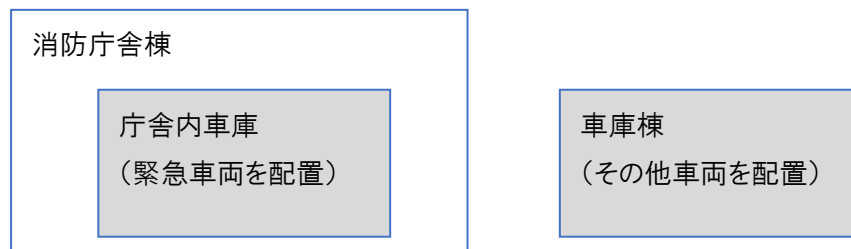
新消防庁舎の施設構成は、機能別に大きく分けて、消防庁舎棟、訓練施設、車両車庫、駐車場、駐輪場、その他付帯施設が想定され、消防力の向上を目的として効率的に配置、整備します。なお、今後の設計過程において、さらに具体的な検討を行い、効率的で経済的な整備を進めるため、増減する可能性があります。

##### ①車庫（庁舎内車庫・車庫棟）

緊急車両用の車庫は、所定の消防車等の格納と、現場への速やかな出動・整備を最優先とするために、職員の出動動線を考慮すると、消防庁舎棟の庁舎内に設けることが効率的であると考えられます。

一方、緊急車両ではない車両の車庫は、緊急車両の出動・整備を妨げない庁舎外（屋外）に設けることで、消防庁舎棟をコンパクトにすることができ、効率的に整備できると考えられます。

これらのことから、緊急車両用車庫は消防庁舎棟の庁舎内車庫に、その他の車両は庁舎外に設置する車庫棟への配置を基本に検討を進めます。



## ②消防庁舎棟

「4（4）機能提供に必要な標準的な施設と規模」にて示した新消防庁舎に必要な標準的な施設のうち、消防庁舎棟への配置が想定される必要規模は約6,000㎡（庁舎内緊急車両用車庫・付帯施設を含む。屋外施設（約1,000㎡）は含まない。）となります。階層は3階建てまたは4階建てが想定され、緊急車両の転回等に使用される車庫前スペースが必要であるため、それぞれの概ね必要な面積及び、一般的な特徴は次のとおりです。

### ■消防庁舎棟で想定される面積・各階面積

階数	3階	4階
階層イメージ		
消防庁舎棟 建築面積	約 2,000 ㎡	約 1,500 ㎡
延床面積	約 6,000 ㎡	約 6,000 ㎡
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動線検討が比較的シンプルである</li> <li>・建物高さによる景観への影響が小さく抑えやすい</li> <li>・市民利用ゾーンの1階への集約化が図りやすい</li> <li>・EV・階段・トイレ等の共有部の総面積を小さくできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内の移動距離が短くなる</li> <li>・階によるゾーニング・セキュリティ計画が行いやすい</li> <li>・奥行きが浅く、自然採光を取り込みやすい</li> <li>・基礎・地下躯体、免震範囲の延床面積に占める割合を小さくすることができる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内の移動距離が長くなる</li> <li>・階によるゾーニング・セキュリティ計画が行いにくい</li> <li>・奥行きが深く、自然採光を取り込みにくい</li> <li>・基礎・地下躯体、免震範囲の延床面積に占める割合が大きくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑な動線検討が必要となる</li> <li>・建物高さが高くなるため、より景観への配慮が必要となる</li> <li>・市民利用ゾーンの1階への集約化が図りにくい</li> <li>・EV・階段・トイレ等の共有部の総面積が大きくなる</li> </ul>

### ③訓練施設

北消防署の必要機能である訓練施設として訓練棟を含む訓練場を設置します。訓練棟内には、防災体験スペース、資機材収納庫など訓練棟に設置することが可能である施設が複数あり、設計過程において、より効率的に設置できるか具体的に検討します。

訓練で必要となる連結送水管、耐震性貯水槽、消火栓等を近接及び包含した付帯設備とし、消防ポンプ操法、消防車両複数台による連携活動訓練、はしご自動車運用訓練、救助大会各種目などが実施可能な広さを備えたものとします。

訓練場は、消防訓練や救助訓練を適切に実施できるスペースを確保するとともに、大規模災害時に緊急消防援助隊を受け入れるためのヘリポートや駐車場として活用できる規模を確保します。

これらの検討の結果、訓練棟は複数棟構成とし、訓練場は約9,000㎡程度と想定されます。

なお、今後の設計過程において、さらに具体的な検討を行い、効率的で経済的な整備を進めるため、規模等が増減する可能性があります。

#### ■訓練施設で想定される面積

	面積	併設や付帯を検討する施設
訓練棟	延床面積 約700㎡	防災体験スペース 資機材収納庫 連結送水管 耐震性貯水槽 消火栓
訓練場	面積 約9,000㎡	ヘリポートスペース 緊急消防援助隊車両の駐車場

### ④駐車場、駐輪場、その他

駐車場、バイク、自転車の駐車・駐輪スペースを確保します。

自家用給油取扱所を敷地内に新たに設置します。

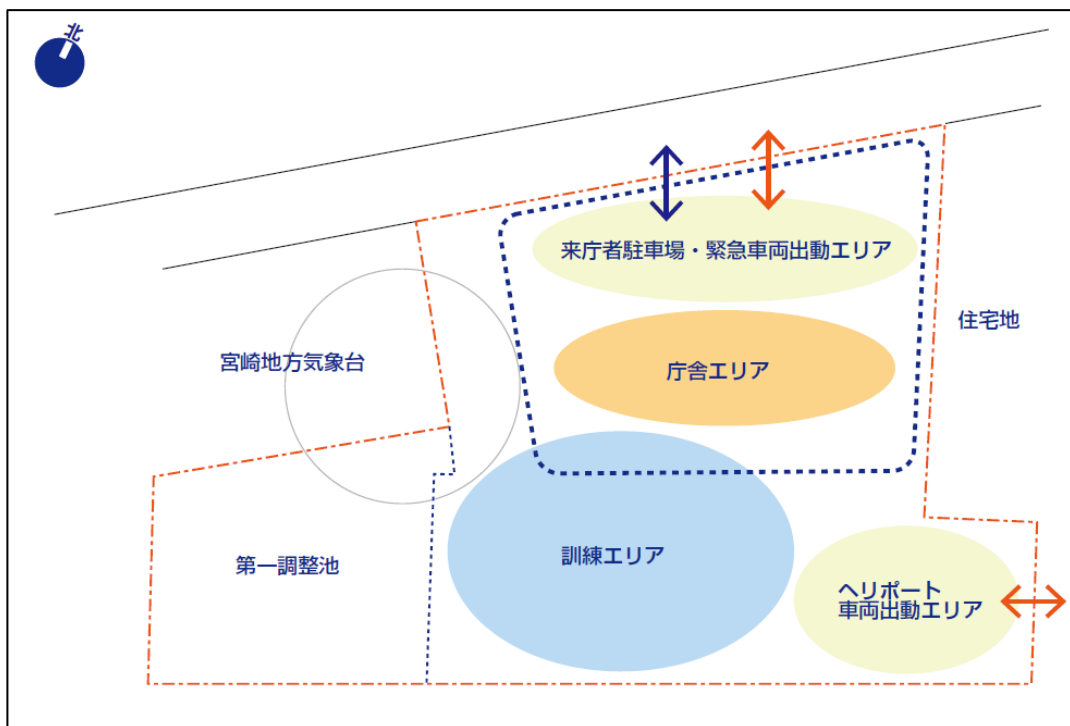
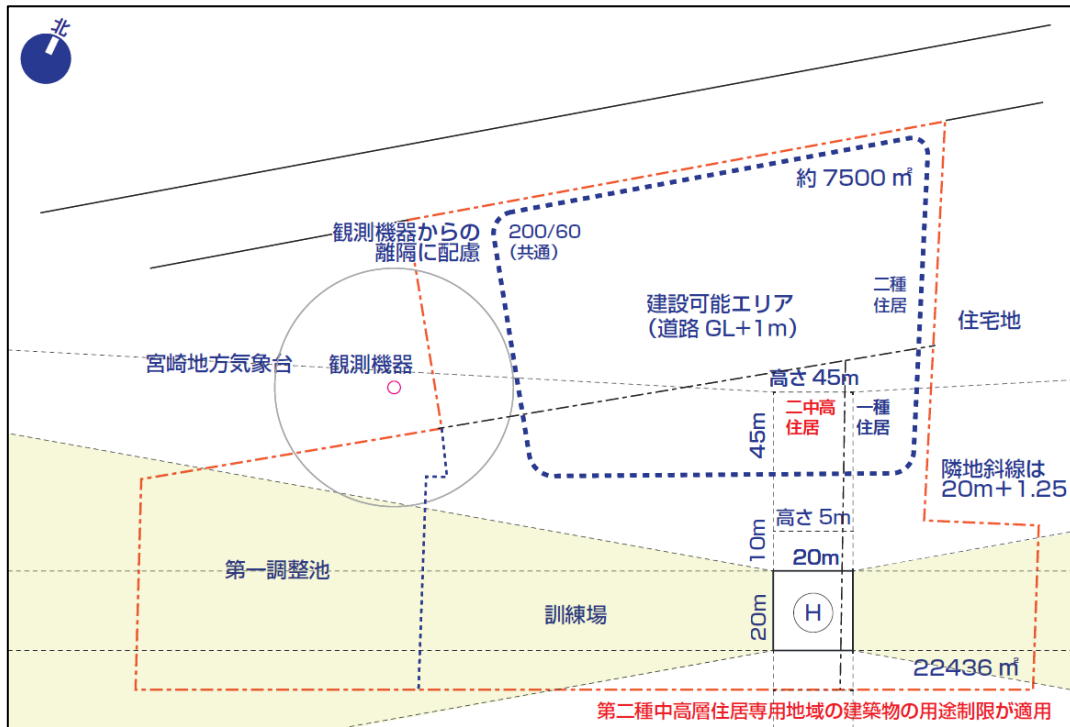
(5) 敷地のゾーニング

1) 土地利用計画と緊急車両の出動動線

建設地及び敷地周辺の状況を踏まえ、敷地のゾーニングと動線の考え方から、土地利用のイメージを示します。緊急車両の出入りや地盤状況からも新消防庁舎の建設可能エリアを建設地北側と想定します。

緊急車両の出動動線については、北側の県道側に速やかに出動できるように主な出動動線を設けます。併せて市街地への出動が多いと想定されるため、東側市道にも速やかに出動できるように計画するとともに、帰署動線にも配慮します。

■土地利用のイメージ



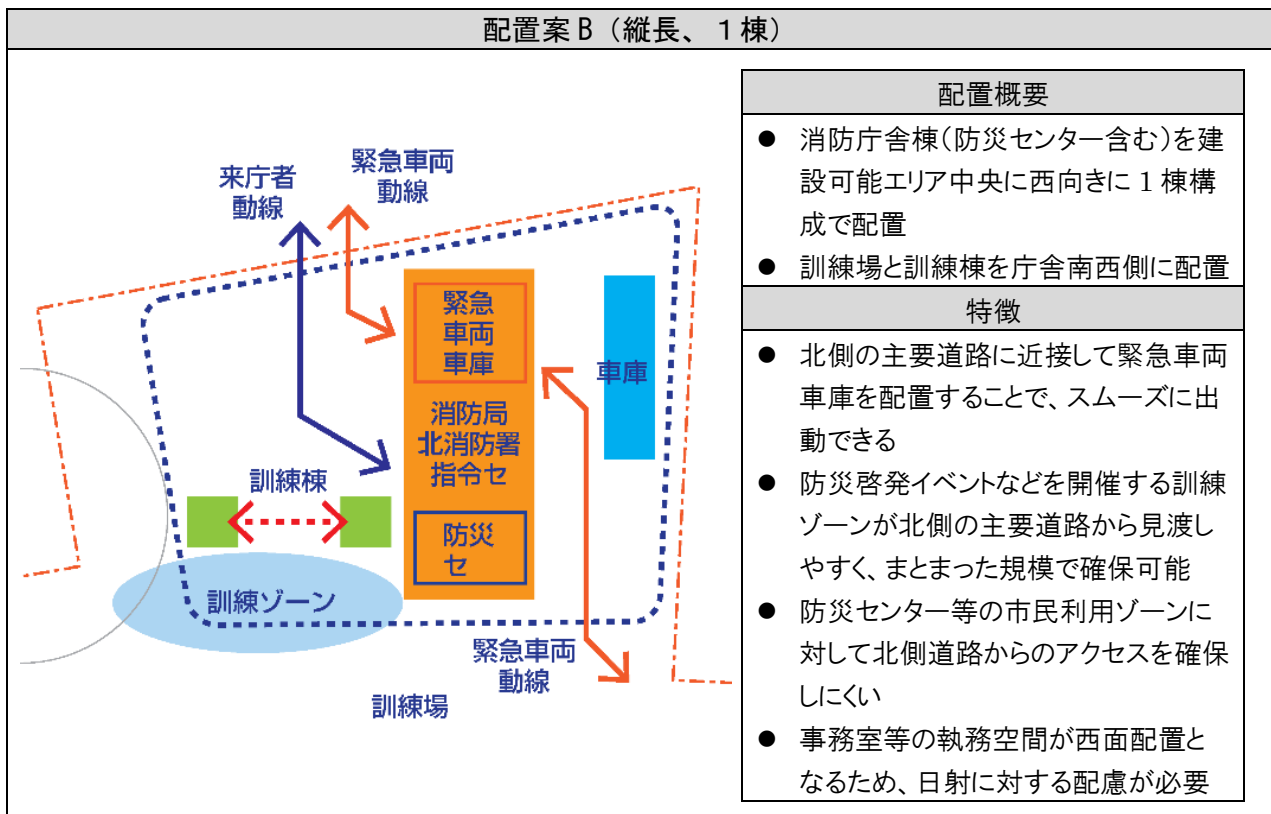
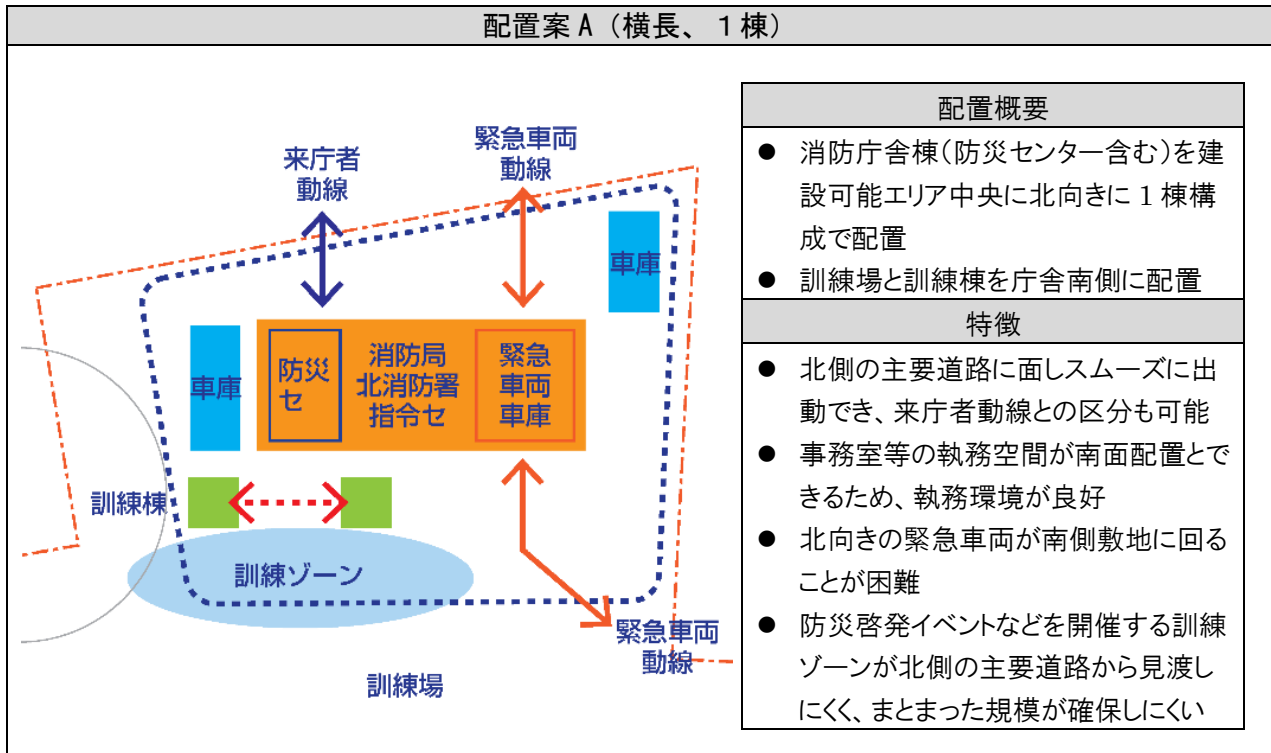
## (6) 配置計画の検討

### 1) 敷地のゾーニングと動線の考え方

以下の項目に留意し、施設配置を計画するものとします。

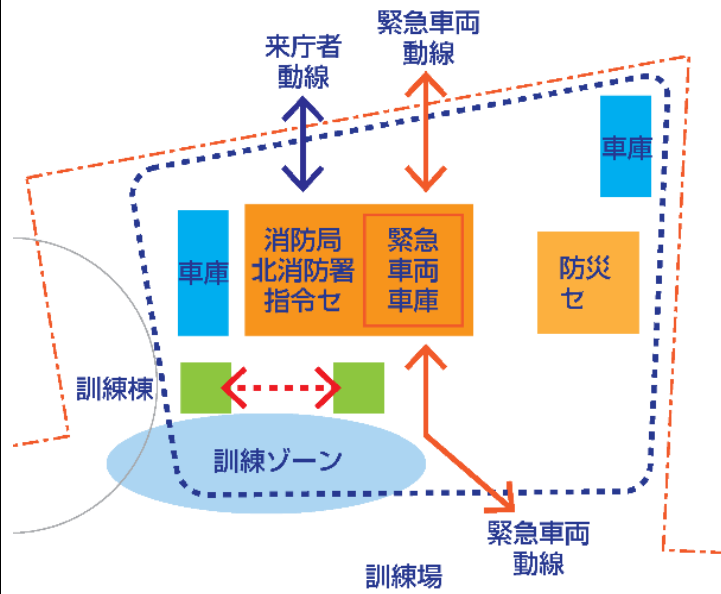
配慮事項	具体的な手法
① 緊急出動動線	○緊急出動が迅速に行われる動線を最優先に配置する。
② 来庁者動線	○緊急車両エリアと来庁者エリアの明確なゾーニングを行い、緊急車両と来庁者車両の動線が、極力交錯しないようにする。 ○庁舎へのアプローチは歩車分離に配慮し安全性を確保するとともに、来庁者用駐車場・駐輪場は、庁舎の出入口に極力近接する。
③ 訓練エリアの規模・利便性	○訓練棟と訓練場は訓練に必要な規模を確保し、訓練棟について訓練場側からの視認性も確保できる計画が望ましい。
④ フレキシビリティ	○訓練場と駐車場等は、消防団や住民の訓練や体験、啓発イベント時や災害時にフレキシブルに対応できることが望ましい。
⑤ 近隣への影響	○近隣は住宅系の土地利用であり、近隣への緊急車両の音等の影響を極力抑えることが望ましい。
⑥ 景観への影響	○建物は前面道路から十分な「引き」を確保して配置し、建物による圧迫感を抑えることが望ましい。
⑦ 執務環境	○西日対策等の環境負荷の少ない棟配置とすることが望ましい。

## 2) 棟配置案の検討





配置案C (横長、分棟)



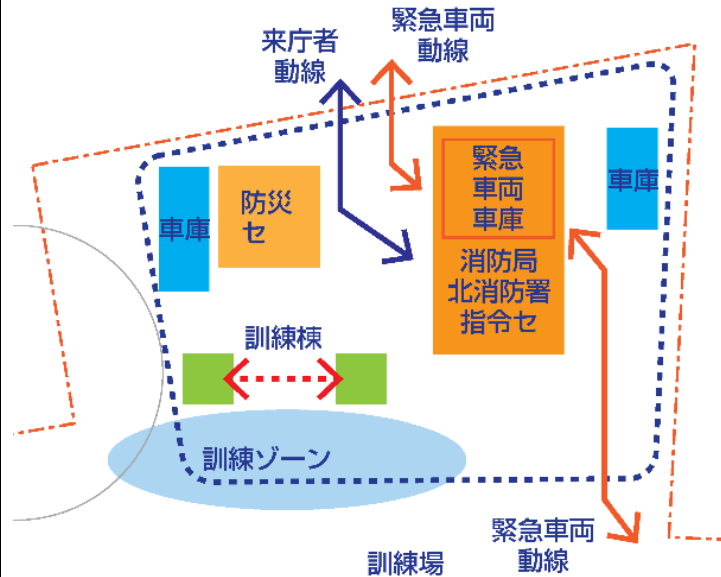
配置概要

- 消防庁舎棟を建設可能エリア中央に北向きに、防災センター棟を東寄りに分棟構成で配置
- 訓練場と訓練棟を庁舎南側に配置

特徴

- 北側の主要道路に面しスムーズに出動でき、来庁者動線との区分も可能
- 防災センターを庁舎東側に配置する場合、出動に伴う東側住宅への騒音の影響を抑えやすい
- 防災センターを利用する市民動線（防災センター⇄訓練ゾーン）が長くなり、緊急出動動線との交錯も生じる
- 防災啓発イベントなどを開催する訓練ゾーンが北側の主要道路から見渡しにくく、まとまった規模が確保しにくい

配置案D (縦長、分棟)



配置概要

- 消防庁舎棟を建設可能エリア中央に西向きに、防災センター棟を西寄りに分棟構成で配置
- 訓練場と訓練棟を庁舎南西側に配置

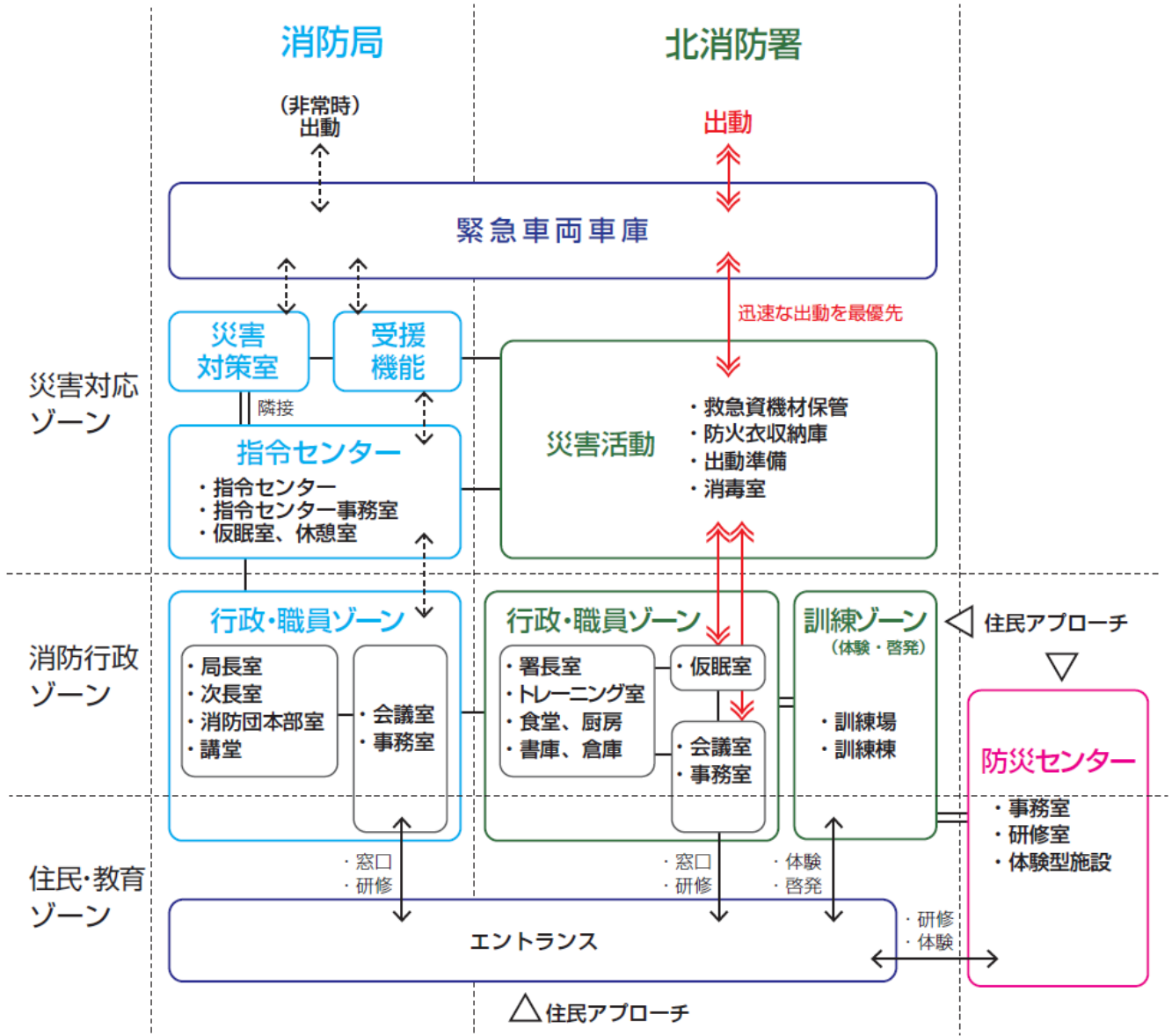
特徴

- 北側の主要道路に近接して緊急車両車庫を配置することで、スムーズに出動できる
- 消防庁舎棟への来庁者動線も含めて、市民動線と緊急出動動線を明確に区分可能
- 建物の北側道路からの引きを確保しにくく、圧迫感が生じやすい
- 事務室等の空間が西面配置となるため、日射に対する配慮が必要

### 3) 諸室の関連性

消防機能の各室は緊急出動に備えた、消防車庫を中心とする機能的な諸室のつながりに配慮します。

■ 諸室等の関係図



## (7) 意匠計画

### 1) 建物等の意匠

県総合文化公園や宮崎神宮など、緑あふれるエリアに近接することから、豊かな景観の一部となる庁舎として整備、計画します。

建物外観は、周辺の街並みや気候、省エネに配慮した色調や材料を選定するものとし、宮崎市景観計画にも配慮します。

### 2) 意匠計画における長寿命化計画

高耐久、高耐食、耐汚染性の材料の採用を検討します。

また、維持管理が容易で、修繕周期の長い、ライフサイクルコストに配慮した設計とします。

### 3) 意匠計画における機能更新性

用途や間仕切りの変更が柔軟に行える構造や設備システムの採用を検討します。

建物全体の長寿命化を図り、長く使い続けられる庁舎とします。

通信・指令関連のエリアは将来のシステム更新時でも、システムが止まること無く更新できるよう柔軟にスペースを確保できる計画とします。

## (8) 構造計画

### 1) 構造計画で求められる耐震性能

新消防庁舎は消防機能を中心とした、住民の安全安心を守る消防活動拠点となる庁舎の核となる建物として、十分な耐震性を備えます。大地震時に構造体を守るだけでなく、建物内部の間仕切り、設備、収容物の被害を最小限にとどめ、大地震直後から消防活動拠点として事業継続していくための十分な機能維持が求められます。

そのため、本部機能を有する庁舎棟は、国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、構造体については「I類」、建築非構造部材については「A類」に相当する耐震性能の目標を設定すべきと考えられます。

また、訓練棟、車庫棟などは、災害時における拠点機能の位置づけに応じ、耐震安全性の目標は適宜設定するものとします。

■官庁施設の総合耐震計画基準・耐震安全性の目標（国土交通省）

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（耐震強度はⅢ類の1.5倍）
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（耐震強度はⅢ類の1.25倍）
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。（建築基準法で求められる耐震強度）

部位	分類	耐震安全性の目標
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対応活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害防止が図られている。

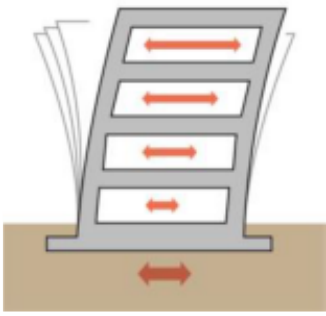
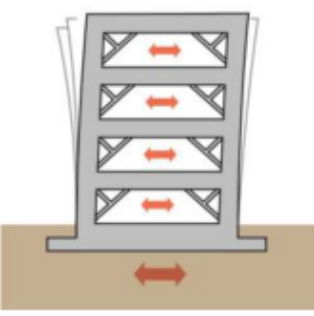

2) 構造種別・構造形式の検討

構造種別（RC 造、SRC 造、S 造等）は、地盤性状、建物形態、柱スパンの要求度、免震・制震の有無及び費用対効果等により総合的に検討して決定します。

新消防庁舎における構造形式としては、耐震構造、制震構造、免震構造が想定され、いずれの方式においても「構造体」の耐震安全性目標 I 類は確保できます。ただし、災害対応を担う施設機能の面から、大地震時に建物への被害を最小限に抑えることが期待できる免震構造を軸とした検討を行います。

なお、免震構造の建築物が保有する耐震安全性の分類は I 類に相当します。

基本設計において、より具体的で詳細な条件のもと、長所、短所を検証した上で決定していきます。

概要図	耐震構造	制震構造	免震構造
イメージ			
概要	建物を頑丈に固定することで揺れに耐える。	制震ダンパーで振動を吸収し、建物の揺れを軽減する。	免震装置で振動を吸収し、揺れを建物に伝わりにくくする。
効果	地震の揺れに、建物自身で抵抗するため揺れが大きい。	耐震構造に比べて揺れは小さくなる。	免震装置が揺れを吸収するため、最も揺れが小さい。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上層階ほど揺れが大きい</li> <li>・柱、梁の構造骨組みが大きくなる</li> <li>・耐震固定のされていない設備、非構造部材の被害は大きい</li> <li>・大地震後では、補修費が大きくなる場合がある</li> <li>・什器等の転倒が多い</li> <li>・点検不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上層階ほど揺れが大きい</li> <li>・什器等の転倒が多い</li> <li>・制震装置の点検必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れは各階均一に小さい</li> <li>・什器等の転倒が少ない</li> <li>・5～10年ごとに定期点検が必要</li> <li>・施工の難易度が高くなり工期も長くなる</li> </ul>
イニシャルコスト	小	中	大

### 3) 基礎計画の留意点

建設地の地盤は、庁舎を建設するゾーンと想定する建設地北側が支持層 7.34m 程度であることから、直接基礎または杭基礎が想定されます。

建物規模が比較的低層であることから、詳細な地盤調査、コスト比較検討の結果、最適な工法を選択します。

## (9) 設備計画

### 1) 設備計画で求められる耐震性能

新消防庁舎の設備計画に求められる耐震性能については、国土交通省が定める「災害応急対策において特に重要な官庁施設」に設定されている耐震安全性の目標に準じた性能として、建築設備「甲類」に相当する性能とします。

■官庁施設の総合耐震計画基準・耐震安全性の目標（国土交通省）

部位	分類	耐震安全性の目標
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているものとする。

2) 設備面における機能継続性

大地震時等の災害時にも機能保持が必要な消防活動拠点であるため、業務継続が可能となる計画とします。

また、設備機器の安全性・信頼性を確保し、利便性・機能性に優れ、ライフサイクルコストの低減と環境に配慮した機器を採用します。

3) 設備面における機能更新性

利便性と経済性のバランスを考慮し、費用対効果の高い省エネ手法を優先的に採用します。また、耐久性、保守性を高め、機能更新がしやすく、ライフサイクルコストが低減できる計画とします。

(10) 浸水対策

新消防庁舎の建設地は、地盤の液状化の可能性は低いと考えられます。

また、ハザードマップによると、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定（L2）の区域内に位置しているものの、浸水想定区域外の北側幹線道路からの出動は可能であると想定されますが、敷地全体を盛土する等により、防災拠点として機能を維持することができる対策を講じます。

(11) 自然環境と省エネ対策

1) 気候特性を活かした施設計画

建設予定地における日照条件や風向等の気象特性を活かし、自然採光・通風により、明るく開放的な空間とします。利用者の作業効率が高まり、快適な執務環境、生活環境を確保します。

2) 省エネルギーに配慮した施設計画

ZEB（ゼロ・エネルギー・ビル／建物の運用段階でのエネルギー消費量を省エネや再生可能エネルギーの利用を通じて削減するという考え方）の実現に向けた省エネルギー手法として、LED 照明や地中熱利用、昼光利用照明制御、コージェネレーションシステムの導入等を検討します。

## 6. 事業計画

### (1) 事業方式の比較検討

新消防庁舎の整備に係る事業方式については、浸水想定区域から早期に移転しなければならない緊急性、消防施設の専門性・特殊性、他消防本部のPFI導入実績等を総合的に判断した結果、本事業ではPFI手法は採用せず、「従来型手法」を採用することを市として決定しています。

### (2) 事業スケジュール

新消防庁舎の整備に係る事業スケジュールは、現消防庁舎が想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定（L2）の区域内に位置していることから、早急な移転整備に向けて取り組んでいきます。また、令和7年度末が期限である「緊急防災・減災事業債」の活用を想定したものとします。なお、事業スケジュールは現時点の想定であり、今後の進捗により変動することがあります。

#### ■事業スケジュール

#### 緊急防災・減災事業債の活用期限

項目		年度								
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
全体計画	基本計画 【本計画】	▶								
	設計・工事		▶ (約3か月)							
	基本・実施設計		▶ (約16か月)							
	計画通知			▶ (約3か月)						
	建設工事				▶ (約21か月)					

### (3) 事業規模

#### 1) イニシャルコスト（工事費等）

新消防庁舎の庁舎施設の建築工事（約 7,000 m<sup>2</sup>と設定）、既存建物の解体工事、外構に係る費用であるイニシャルコストは、約 62 億円と試算しました。

なお、建築工事に関しては免震構造を採用するものとして積算を行っています。

#### ■概算工事費

種別	細別	金額
1. 建築工事	新消防庁舎棟（RC 造 6,000 m <sup>2</sup> 程度）、訓練棟・車庫棟（RC 造 1,000 m <sup>2</sup> 程度）	約 44 億円
2. 既存建物解体工事費	現消防庁舎、附属棟、駐車場舗装解体	約 1.5 億円
3. 外構工事	庁舎側：舗装、植栽、雨水排水、施設等 訓練場側：造成、舗装、植栽、雨水排水、施設、調整池	約 4 億円
4. その他	設計・工事監理費、調査費等	約 6.5 億円
A. 工事価格		約 56 億円
B. 税込み価格（10%）		約 62 億円

※概算工事費は、他の消防本部の実績等を参考とした現時点での試算額であり、今後の設計、協議等により変動する可能性があります。なお、将来の物価変動、消費税率の改定等は考慮していません。

※また、上記には指令センター通信機器等の費用は含んでいません。

### (4) ライフサイクルコスト（LCC）縮減に向けた方策

新消防庁舎の建設に必要なコストとして、「イニシャルコスト（建設費）」と「ランニングコスト（維持管理費）」の総額として「ライフサイクルコスト（LCC）」で考えることが重要となります。それぞれの考え方について以下のとおり整理します。

#### 1) ライフサイクルコスト（LCC）の考え方

新消防庁舎の建設に際し必要となる費用の考え方として、「イニシャルコスト（建設費）」と「ランニングコスト（維持管理費）」の総額である「ライフサイクルコスト（LCC）」で考える必要があります。

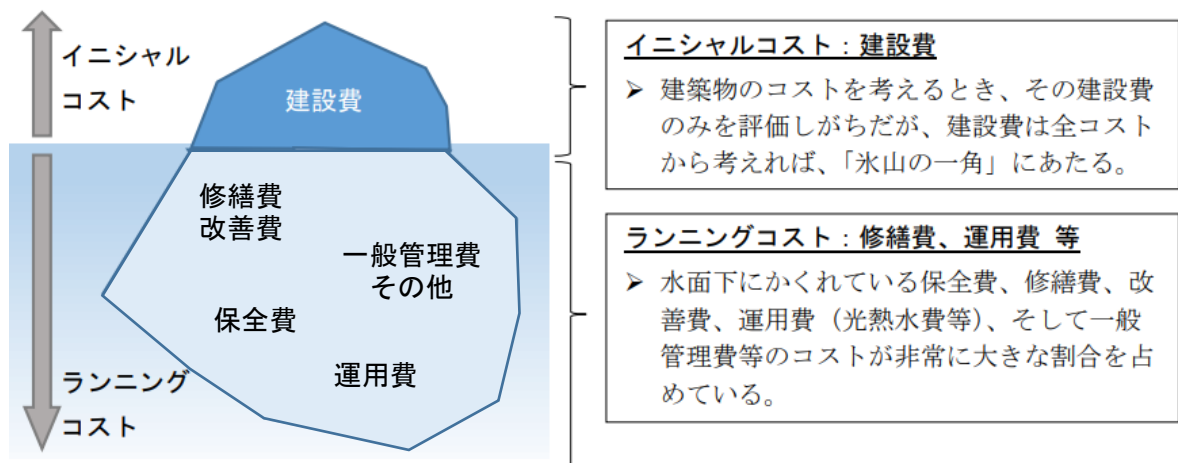
例えば、「庁舎本体工事」「敷地外構工事」「土木工事費」等の建設時に必要となる「イニシャルコスト（建設費）」のほか、整備後に必要となる「修繕費・保全費」や「解体・廃棄処分費用」等の「ランニングコスト（維持管理費）」までの新消防庁舎の全生涯に要する費用の総額として「ライフサイクルコスト（LCC）」によりコストの妥当性を判断していくことが重要となります。



新消防庁舎建設に係る費用としては「イニシャルコスト（建設費）」のみを対象に判断しがちですが、新消防庁舎の生涯を考えてみれば、以下の図に示すように「イニシャルコスト（建設費）」は「氷山の一角」に過ぎず「ライフサイクルコスト（LCC）」全体からすると、修繕費、保全費、運用費（光熱水費等）の「ランニングコスト（維持管理費）」が非常に大きな割合を占めています。

また、「ライフサイクルコスト（LCC）」に占める企画・設計コスト（基本計画、基本設計、実施設計業務等に係る費用）の割合は一般的に非常に小さいものの、企画・設計の内容は、建設段階以後のコストに大きな影響を与える極めて重要な業務であると言えます。特に、基本設計・実施設計等で具体的に検討を行う設備（照明、空調関連、エレベーター等）を省エネ化することで、今後数十年にわたって必要となる「ランニングコスト（維持管理費）」が大きく削減され、結果として「ライフサイクルコスト（LCC）」の縮減にもつながる可能性があります。

### ■イニシャルコスト（建設費）とランニングコスト（維持管理費）との関係

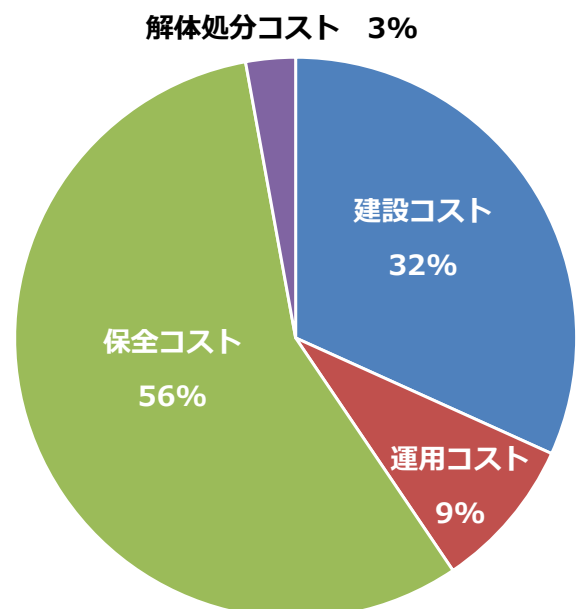


(参考：建築物のライフサイクルコスト／（一財）建築保全センター・（一財）経済調査会）

### ■ライフサイクルコスト（LCC）の費用内訳例（モデル建築物ベース）

構造	鉄筋コンクリート造 (RC造)
規模	延床面積 7,000 m <sup>2</sup>
用途	事務所
使用年数	50年間

参考：建築物のライフサイクルコスト  
（一財）建築保全センター・（一財）経済調査会



## 2) ライフサイクルコスト（LCC）におけるコスト縮減の考え方

1) で整理した「ライフサイクルコスト（LCC）」全体の大半を占める「ランニングコスト（維持管理費）」を削減することで、新消防庁舎建設に係る費用の低減が期待されます。新消防庁舎運用後の点検・保守、修繕・改善、光熱水費等の「ランニングコスト（維持管理費）」ごとにコスト縮減に向けた考え方を整理します。なお、「ライフサイクルコスト（LCC）」の縮減方策については、今後の基本設計・実施設計の段階で具体的に検討するものとします。

### ■ライフサイクルコスト（LCC）におけるコスト縮減の考え方

コスト	コスト縮減の考え方
点検・保守等コスト	新消防庁舎等の建物における点検マニュアル等を作成し、それをもとに職員による日常的な点検を行うことで、劣化箇所を早期発見し、修繕等に係るコストの削減につなげることが可能である。
修繕・改善コスト	施設の劣化状況を事前に把握し、劣化が拡大する前に行う予防保全型の改修を行うことで、修繕費の削減を図ることが可能である。
光熱水費等のコスト	ZEB（ゼロ・エネルギー・ビル／建物の運用段階でのエネルギー消費量を省エネや再生可能エネルギーの利用を通じて削減するという考え方）の実現に向けた各種省エネ手法等を採用することで、コストを削減することが可能である。例えば、LED 照明や地中熱利用、昼光利用照明制御、コージェネレーションシステムの導入等の手法の採用が挙げられます。また、新消防庁舎等の竣工後における空調・照明・給湯等のエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、エネルギー使用の最適化を図ることで、エネルギーの効率化・適正化を図ることが可能である。
その他	新消防庁舎等の機能を効率的に配置することで、イニシャルコストである建設費を削減できるほか、点検・保守、修繕・改善、光熱水費等のランニングコストについても削減することが可能である。

### (5) 財源計画（消防庁舎整備に活用可能な財政措置）

新消防庁舎の整備に活用可能な財政措置として、「緊急防災・減災事業債」のほか、活用が可能な財源を積極的に活用していきます。

項目	区分	所管	目的・補助率
緊急防災・減災事業債	地方債	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 充当率 100%、交付税措置率 70%</li> <li>・ 令和 3 年度～令和 7 年度</li> <li>・ 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備（消防団拠点施設等、緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 など）</li> <li>・ 施設の大部分が洪水浸水想定区域等の区域内にある消防署所等の移転</li> <li>・ 連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの整備</li> </ul>

項目	区分	所管	目的・補助率
公共施設等適正管理 推進事業債	地方債	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等における以下の事業</li> <li>①集約化・複合化、②長寿命化、③転用、④立地適正化、⑤ユニバーサルデザイン化、⑥除却</li> <li>充当率 90%、交付税措置率 ①50%、②～⑤30～50%、⑥なし</li> </ul>
一般単独事業債	地方債	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の事業債の対象とならない地方単独事業を対象・起債充当率は75%</li> </ul>
建築物等の脱炭素化・ レジリエンス強化促進 事業	間接 補助事業	環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型 ZEB の普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上を図る</li> <li>①レジリエンス強化型 ZEB 実証事業（地方公共団体の建物）：補助率 2/3、災害時の活動拠点となる施設</li> <li>②ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業：補助率 1/3</li> </ul>
地域レジリエンス・脱 炭素化を同時実現する 公共施設への自立・分 散型エネルギー設備等 導入推進事業	間接 補助事業	環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、蓄電池、未利用エネルギー活用設備及びコージェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備等を導入する費用の一部を補助</li> <li>①市区町村（太陽光発電設備又はコージェネレーションシステム導入の場合） 1/2</li> <li>②調査計画 1/2（上限 500 万円）</li> </ul>





# 宮崎市消防局・北消防署新庁舎 整備基本計画

発行年月:令和4年3月

発行:宮崎市 消防局総務課(消防庁舎建設推進室)

〒880-0023 宮崎市和知川原1丁目64-2

TEL:0985-32-4901